

摂津市議会

# 総務常任委員会記録

平成23年3月16日

摂津市議会

# 目 次

総務常任委員会

3月16日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
委員会記録署名委員の指名 .....	2
議案第1号所管分、議案第9号所管分の審査 .....	2
質疑（上村高義委員、村上秀明委員）	
議案第4号の審査 .....	35
質疑（野口博委員）	
議案第21号の審査 .....	35
質疑（野口博委員）	
議案第23号の審査 .....	38
質疑（野口博委員）	
採決 .....	42
閉会の宣告 .....	42

## 総務常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成23年3月16日(水) 午前10時 開会  
午後2時40分 閉会

### 1. 場所

大会議室

### 1. 出席委員

委員長 三好義治 副委員長 村上英明 委員 川端福江  
委員 三宅秀明 委員 上村高義 委員 野口博

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝  
市長公室長 羽原 修 同室次長 山本和憲  
同室参事兼秘書課長 井口久和 政策推進課長 山口 猛  
同課参事 小矢田博子 人事課長 石原幸一郎  
人権室人権推進課長 林 彰彦 同課参事 中村実彦  
人権室女性政策課長 牛渡長子  
総務部長 有山 泉 同部次長兼財政課長 北野人士  
同部参事兼総務防災課長 布川 博 同部参事兼法制文書課長 奥 幸市  
情報政策課長 柳瀬哲宏 市民税課長 川崎敏康  
固定資産税課長 中西利之 納税課長 野村眞二 工事検査室長 宮木茂実  
会計管理者 寺西義隆  
監査委員、選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 寺本敏彦  
同局局次長 豊田拓夫  
消防長 北居 一 消防本部理事 浜崎健児  
同本部参事兼警備第1課長 本山 勝  
同本部総務課長 熊野 誠 同課参事 明原 修 予防課長 森 一男  
警備第2課長 樋上繁昭

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 野杵雄三 同局参事 池上 彰

### 1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成23年度摂津市一般会計予算所管分  
議案第 9号 平成22年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分  
議案第 4号 平成23年度摂津市財産区財産特別会計予算  
議案第21号 摂津市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第23号 摂津市職員の管理職手当に関する条例及び一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○三好義治委員長 おはようございます。

先ほど、黙祷にご協力をいただきましたが、東北地方太平洋沖地震に見舞われた皆さん方に、改めて哀悼の意を表しておきたいというふうに思います。

それでは、ただいまから総務常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、野口委員を指名します。

先日に引き続き、議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

上村委員。

○上村高義委員 先日に引き続きましての総務常任委員会ということで、私のほうから質問させていただきますが、その前に、去る3月11日に発生しました東日本巨大地震において犠牲になられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、今なお避難生活をされている方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

今、国を挙げて全力で取り組んでおりますけれども、摂津市として、摂津市民として何ができるかということを決めて、市民が一致団結して取り組めるようにぜひ進めていただきたいということを冒頭申し上げておきたいと思います。

それでは、まず初めに予算概要102ページの防災対策事業と自主防災訓練等々に関しまして質問させていただきます。

この東日本大震災においても、摂津市においてさまざまな対応をされております。当市においても、いずれ東海・東南海・南海地震等々が想定されておるわけですが、やはり今のこの震災というものを教訓にしながら、摂津市の地域防災計画等々に反映していかなければならないというふうに考えておりますけれども、11日から本日までの摂津市の対応が、どのようにされたのかということ改め

てご報告を願いたいと思っています。

それと、同じく自主防災訓練について、参加率8.9%と数字が総合計画等々で出とるんですけども、この8.9%の数字がどういう数字なのかということと、参加人数が2,194人となっておりますわけですが、分母はどのような分母なのかなということがわかりかねますので、そこを少し教えていただきたいと思っています。

同じく消防団の資機材補助ということでもありますし、それと今回消防団の機能強化のために増額をされたということでもありますけれども、改めてお伺いしたいんですけども、摂津市の消防団の数というものとは三島地区における消防団と比べて、摂津市の消防団というのはどういう特徴があるのかをまずご報告をいただきたいと思っています。

次に、20ページから22ページにかけてまして市税についてお伺いいたします。

摂津市の23年度予算324億ですか。その中で市税収入が172億1,200万円ということで予算が計上されております。その172億というものの信憑性ということについてお伺いしますが、その算出の根拠ということと、どういう形でこの172億が出てきたのかなということを、まずお聞かせをいただきたいと思っています。

それと、摂津市の特徴として企業が多くてというのが言われてます。実際、市民税一人あたりを見ますと、22万円という税収であります。これは、大阪市を除いて大阪府下でも1位の市税額でありますけれども、なおかつ、その中身を見ますと、法人市民税が一人あたり、これ21年度決算ベースですけども、1万8,152円ですかね、法人市民税一人あたりね。これが、大阪府下で1番です、

断トツの1番ですね、法人市民税は。

そして、固定資産税も一人当たり10万6,328円ということで、これも大阪府下で1番です。なおかつ個人市民税に限って言いますと、5万3,126円ということで、中位に位置しております。

実は、この市税の構造を見たときに摂津市の特徴があらわれているということでもあります。

そういった中で、実はこのことは摂津市のまちを反映しているということと、これは過去、今まで取り組んできたいろんな政策が形になって市税収入の構造ということになっと思っております。このことを当局としては、どのように理解してるのかという考え方をまずお聞かせいただきたいと思っております。

次に、同じく予算概要の205ページと30ページ、関連してなんですけども、市税の徴収率ということでお伺いいたします。

予算概要の205ページには、徴収率見込みが書いてあります。平均で、市民税が91.2%ということであります。固定資産税も95.2%という見込みで書いておりますけども、実はそれと同時に、今回、新たに納税コールセンターを設置するということとコンビニ収納を始めるということでもあります。これの効果をどのように見てるのかということでもあります。まず、その見込みについてどういふふうな考えを持っておられるかということをお聞かせいただきたいと思っております。

それと、3点目としまして、予算書50ページに土地売却収入で6億2,238万円を計上されておりますけども、この売り払う土地の具体的な場所はどこなのかということをお聞かせいただきたいというふうに思っております。まず、それ

を最初にお聞かせいただきたいと思っております。

次に、第4次の総合計画推進事業についてお尋ねいたします。これは、予算概要の18ページです。

今回、第4次の総合計画のスタートの年ということでもあります。この総合計画は七つの目標ということで分類されておりますけども、基本構想があって、基本計画があって、これから実施計画をつくっていくという段階になると思っておりますけども、まず23年度予算、総額571億6,800万円ですよ、それがこの七つの目標のどこに、どう配分されているのかという、仕分けができていっているのかどうかということでもあります。

23年度は、市民活動、環境、健康を重点に置くというふうに言われておりますけども、この七つの目標にどのように予算配分をしていくのかということが非常に重要であると思っておりますけども、その状況はどうなのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

それと関連して、実はこの総合計画を進めていくと、10年後には摂津市は住みたい、住み続けたいまちにするということでもあります。それを見たときに、現在の職員の市内への居住率というものはどうなのかなということで、職員みずからもやはり摂津市に住みたいと思うことが大事であって、そのことからいくと、現在はどうなのかなということが非常に気になるところでありまして、現在の職員の市内への居住率は幾らかなということをお聞かせいただきたい。

それと、創造的人材育成を行うということでありまして、その中は協働の理解を深めるために創造的人材をつくっていくんだということでもあります。その中身は、どういう育成をしようとしているの

かということをお答えいただきたい  
と思います。

それと、次に予算概要18ページの指  
定管理者制度検討事業ということであり  
ますけれども、12月の債務負担行為での  
予算額と申しますか、お金は単年度で見  
ますと、私の理解では23年度は総指定  
管理料が16億6,486万円になると  
いうふうに思っていますけれども、実際2  
3年度予算の中で総指定管理料は幾らに  
なったのかということと、指定管理者制  
度そのものの検討を進めるというふうに  
書いてありますけれども、具体的にはどう  
いうことを検討されていくのかというこ  
とをお答え願います。

次に、人材育成、専門能力開発向上事  
業についてお尋ねいたします。

この専門能力を開発すべき対象範囲と  
いうのは、この本庁内なのか、水道も含  
むのか、教育委員会も含むのか。660  
人というふうに言われてますけれども、そ  
のすべての職員が対象なのか、どこまで  
が対象なのかということをお聞かせ  
をいただきたいと思っています。

次に、広報についてお尋ねをしますけ  
ども、私は常々摂津市民に対しての広報  
と摂津市外に向けての広報、これが大事  
であるというふうに考えております。ま  
ず最初にお尋ねしますけれども、実は市役  
所に入ってきて、玄関ロビーの左の上を  
見ますと電光掲示板があるわけですが、  
あそこには、今、「人間基礎教育の徹底」  
ということが流れてますけれども、実はあ  
の掲示板をもっと有効利用できないかな  
という思いがありまして、あの管理、そ  
して具体的に中身がね、文字が変更でき  
るのかどうか、そこらについて、まず1  
点目をお聞かせ願いたいと思っています。

次に、16ページ、情報公開事業、個  
人情報保護についてお尋ねします。個人

情報保護審査会というのがありますけど  
も、具体的にこの個人情報保護につい  
ての審査というものが過去にあったのな  
かったのかということ、お答え願いた  
いと思います。

以上で、1回目を終わります。

○三好義治委員長 布川参事。

○布川総務部参事 まず、東北地震に関  
します本市の対応でございますけれども、  
ちょうど地震が発生しましたときは、こ  
の前の総務常任委員会の最中でありまし  
て、我々もびっくりしたところでござい  
ます。14時46分ごろ、東北地方太平  
洋沖地震が発生し、その2分後にはもう  
既にこちらで震度1を記録しておりまし  
て、ちょうど中断になりました14時5  
0分ごろ、震度3を確認しました。これ  
が、一番揺れのひどいときであったと思  
われます。そのあと、被害状況、市内の  
状況、それから庁舎内の状況、施設の被  
害、それから負傷者の有無を確認するよ  
うに指示しました。幸いなことに、両方  
とも被害がなかったということで安堵を  
しております。あと、その日の夜8時に  
救援のため、消防本部から8名、岩手県  
のほうに行っていただきました。

翌、土曜日ですけれども、市として対応  
させていただきましたのは、まず支援物  
資、どれだけ用意できるかということも  
ありましたので、とりあえず乾パン1,  
200缶を発送できるように段取りをさ  
せていただきました。それから、当日も  
こちらの呼びかけする以前に、市民より  
救援物資の持ち込みがありました。

それから、土曜日時点で三島地区の対  
応の確認をさせていただいたり、それか  
らちょうど「ウィズせつつフェスタ20  
11」ですか、この催しの中で急遽募金  
箱を置いていただいたということで、4  
万5,640円の募金が集まったという

ふう聞いております。

それから、翌13日の日曜日ですけども、14時、消防本部より岩手県に第2便、8名が出発しております。

日曜日の2時半に、1階の地域福祉課と正面玄関の受付に義援箱を置かせてもらい、正面玄関に義援金の受け付けをしていますという垂れ幕も掲示させていただいております。

14日の月曜日ですけども、東北地方太平洋沖地震災害支援本部を立ち上げさせていただきました。それに伴いまして、コミプラ、公民館等、市内の10か所、それから市役所内の3か所に募金箱を設置しました。

それから、摂津市として義援金500万円を送るということと、ホームページを立ち上げさせていただきました。

また、昨日15日ですけども、今後の市の主催行事についての留意点、そういうものを作成させていただきました。

それと、昨夜、消防の第1便が帰ってきております。

そして、けさ方、8時半に水道部から1.5トンの給水車とパトロール車、4名の職員が盛岡のほうに出発したところでございます。

この地震に関する現在までの市の対応としての流れは、以上のような形でございます。

次に、2点目の自主防災組織の訓練の参加率はどのように算出してるかということでございますが、自主防災訓練は1世帯1名の参加を求められていることが多いようにお聞きしております。各地区、各校区の対象世帯数と防災訓練に参加していただいた人数で算出をしております。平成21年度の本市の自治会加入世帯数2万4,614世帯のうち2,194人、すなわち2,194世帯が参加さ

れたとして計算してございまして、参加率を8.9%としたものでございます。

ちなみに、平成19年度は2万1,807世帯で2,159名の方が、平成20年度は2万2,357世帯で2,686人の方々が参加されてございまして、それぞれ9.9%、12.0%としております。

次に、公有地売却に伴う候補地でございますが、売却予定地は第五中学校の裏側になりますが、鳥飼新町1号地と同じく2号地、この2か所。それから、東一津屋のラーメン屋さんの裏になりますが、東一津屋2号地、地番としましては東一津屋28、それから、ふれあいルーム、この4か所が対象になっております。

○三好義治委員長 熊野課長。

○熊野消防本部総務課長 それでは、摂津市消防団の現況と三島地区と比較してどのような特徴があるのかとのご質問にお答えいたします。

消防団は、地域消防力の要で、地域防災のリーダーでもあります。日々、郷土愛護精神に基づき、ご活動をされているところであります。

摂津市消防団は、全国に先駆けまして導入した機能別消防分団を含め32分団、団員数は386名、ポンプ車は10台、小型動力ポンプ22台、積載車等22台であります。

三島地区各市町の状況につきましては、吹田市は団員数が206名、ポンプ車9台、小型動力ポンプ10台、積載車等2台。茨木市は、団員数541名、ポンプ車0台、小型動力ポンプ35台、積載車等34台。高槻市は、団員数740名、ポンプ車2台、小型動力ポンプ54台、積載車等50台。島本町は、団員数134名、ポンプ車1台、小型動力ポンプ9台、積載車等7台であります。

当市消防団は、市の規模から考えましても、人員、機械とも充実しており、地域消防力は非常に高いものと思います。

○三好義治委員長 川崎課長。

○川崎市民税課長 市税の各税目の取りまとめ及び調定につきましては、市民税課税制係が行っておりますので、市税に関しますご質問のうち、市税の積算の根拠、また市民一人当たりの税額等のことにつきまして、私のほうからご答弁をさせていただきます。

まず、市税の根拠でございますけれども、平成22年度市税の当初予算は16億5,000万円を計上いたしておりましたが、ことし1月時点で17億4,300万円増の18億5,300万円の決算になるものと今現在見込んでおります。

この主な要因としましては、昨年12月議会でご審議いただきました22年度補正予算第4号及び今回ご審議いただきます補正予算第5号で計上しておりますように、市たばこ税で16億1,000万円の増、法人市民税で6,000万円の増に対して、個人市民税で1億2,000万円の減となっております。

こうした状況等も踏まえて、平成23年度予算では、予算概要の205ページにあります当初予算市税調定額徴収率見込表のとおり、市税の税目ごとに調定額を積算し、過去の徴収率の実績も考慮して17億2,240万円を計上したものでございます。

それでは、現年課税分から税目ごとにご説明申し上げます。

最初に、個人市民税では、企業業績の回復が給与・賞与等にまだ反映されていない状況であり、22年度補正予算第5号で1億2,000万円の減額をさせていただくことと同様、給与の伸びは期待

できないと判断し、平成23年度予算においても前年度をさらに下回ると予測し、給与所得者の給与収入をマイナス1.5%と見込んで積算いたしました。

法人市民税では、景気の低迷が底を打った感があり、22年度補正予算第5号で6,000万円の増額補正をしておりますように、税収においても好転してきておりますので、23年度におきましては、主要法人からの税収の大幅な改善が期待できるものとして、前年比39.4%増と見込みました。

また、純固定資産税において、土地については引き続き地価が下落傾向にあることに伴う時点修正の影響により、0.4%減と見込みました。

家屋におきましては、新增築等の増により、前年比2.2%増と見込みました。

償却資産におきましては、経年による減価及び景気の影響はあるものの、前年実績を考慮し、前年比0.4%増とし、純固定資産全体では、前年度比0.6%増と見込みました。

都市計画税につきましても、固定資産税と同様の理由により、前年比0.2%増と見込みました。

軽自動車税におきましては、前年度に引き続き、4輪乗用車の登録台数の増加が見込まれるため、前年比3.0%増と見込みました。

市たばこ税は、昨年10月の税率改正による税収増の影響が、値上げや健康志向による消費本数の減少による減収要因を上回ると見込み、前年比16.4%増で見込みました。

滞納繰越分につきましては、市税全体で、前年比6.7%増の2億4,110万円を見込んで計上いたしました。

続きまして、市税の負担に関する市民一人当たりの税負担の点でございますけ



れども、委員ご指摘のように、摂津市の  
特徴として市税の半分を占めます固定資  
産税は、非住宅用地に係ります税収が、  
その固定資産の半分以上を占めておりま  
す。

また、市民税におきましても、摂津市  
の法人の関係で、これも他市に比べて、  
いろんな業種の法人等があり、そういつ  
たことで、委員ご指摘の内容になってお  
るか認識しております。

○三好義治委員長 次に、野村課長。

○野村納税課長 市税の徴収率に関しま  
して、コールセンターとコンビニ収納の  
効果と見込みということでお答えさせ  
いただきます。

まず、コンビニ収納でございますが、  
効果につきましては、過日の当委員会  
でもお答えさせていただいたとおり、本  
年度、軽自動車税ではございますが、納  
付書の発行件数、約2万4,000件に  
対し、コンビニを利用されたのが約7,  
500件ということで、約31%の方が  
ご利用いただいているという形になり  
ております。そして、23年度コンビニ  
収納を個人住民税、固定資産税にまで  
拡大して実施するに当たりまして、そ  
の見込みでございますが、府下の先進  
市の状況を見ますと、利用率が1%か  
ら25%と、かなり幅があって、利用  
されている地域ではかなりされている  
んだなところがあるんですが、本市で  
23年度の見込みといたしましては、  
今年度の軽自動車税の利用率が、初  
年度にしましては府下でも比較的高  
い利用率であったということも考慮  
しまして、全体的に20%程度の利  
用を見込ませていただいております。  
そして、コンビニ収納が拡大して  
の効果でございますが、コンビニ  
収納につきましては、24時間365  
日、納付が可能ということで納税を  
しやすい環境

になるのかなという点をとらえますと、  
納期内納付の件数というのが、かなり  
ふえてくるのではないかなと思います。  
それに伴いまして、督促状の発行件  
数等が減るということで、その分  
に係る経費の節減というところも  
期待できるのではないかなと思  
っております。

次に、市税等のコールセンターの  
効果と見込みでございますが、市  
税等のコールセンターにつきましては、  
ご承知のとおり、市税及び国保料  
の納期を過ぎても納付が確認でき  
ていない方に対しまして、納付の  
確認とうっかり忘れ等があった  
場合は、納付のご案内を差し上げ  
ているものでございます。

本年度8月から実施しておりまして、  
2月までの状況でございますが、市  
税に関しましては取扱件数といたし  
まして、市のほうからコールをお願  
いした件数が延べで1万6,000  
件ほどになります。

その中には、電話番号のわからない  
方もおられますので、その番号調  
査も行っておりますが、その後、  
判明した件数に対しまして電話を  
発信していただいた件数が約1  
万件でございます。

そのうち、本人との接触といたしま  
すか、電話がつながった件数で  
ございますが、それが約3,200  
件ということで、発信した件数  
に対しまして、約30%の割合  
で本人に電話がつながっている  
という状況です。そのうち納付  
のお約束をいただいた件数が  
約1,400件ということで、  
本人と接触した方に占める割合  
として、43%の約束がいただけ  
てると。お約束いただいて納付  
が確認できている金額が、約  
2,200万円ほどであります。

税目別で申し上げますと、個人  
住民税に当たる部分が約1,100  
万円、固定資産税に係ります分  
が約1,000万円、軽自動車に  
係る分が約48万円となっております。

おります。この分につきましては、23年度も実施ということで、今回、予算に計上させていただいておりますが、このコールセンターでの来年度の効果という点では、現時点での数字等を参考にしながらですが、個人住民税では、調定額の約0.4%、1,500万円ほど、固定資産税では0.2%の約1,700万円、軽自動車税で0.2%の16万円、都市計画税で0.2%の約300万円、合計3,500万円ほどをコールセンターの効果として見込んでおります。

○三好義治委員長 山口課長。

○山口政策推進課長 総合計画に関しましての2点のご質問にお答え申し上げます。

まず、今回の新しい総合計画、七つの目標設定しておりますが、それぞれに当初予算額、五百数十億ですね、配分はどうなっているのかというふうなご質問であったかと思えます。

今現在、4月1日からの機構改革を踏まえ、また、現在の第3次総計から第4次総計に当たりまして、新たに緑と環境というふうな大きな柱を1本つくったりとか、それから従来第6章のほうで市民主体のまちづくりというふうなところと行政経営のところとが一体となったところを、市民に関するところですね、市民が元気に活動するまちということで、これは第1節のほうに持って来たというふうなことがございまして、相当体系が変わっております。従来、事業、施策の下にそれを実現する手段として事業があるわけでございますけれども、その事業のありどころと申しますか、いわゆるどの目標について、どの政策について、その下、施策がございまして、どの施策についているかという体系が相当変わってきておりますので、現在、その組みかえ作業を

やっている最中でございます。

また、それにつきましては、あらかじめ政策推進課のほうで事業を割り振りまして、庁内で確認をさせていただいて、その修正を今やっておるという状況でございますので、その作業が完了したときには、七つの目標ごとの予算は予算書と完全一致するというわけではございません。

といいますのが、人件費につきましては予算概要では人件費事業というふうにくくられておりますけれども、総合計画のほうでは、人件費の取り扱いにつきましては平均単価をとりまして、一人ひとり、例えば私でしたら何々事業に10%の時間をかけているとか、何々事業には20%の時間をかけているとか、そういうことで、おのおのの人が、どれだけ、どの事業にかかわっているかということで案分をしていきますので、そういう作業もしながら4次総計への新たな体系の組みかえ作業を完了して、後に七つの目標ごとの概算の予算額というのは出てくるものというふう考えております。

それから、2点目の総合計画の目標年次である10年後でございますが、職員の居住率ということを申されておりました。

この件、よくいろんなところで問題と申しますか、お話があると思うんですけども、委員もご承知のとおり、職員の市内在住率は、大体4割程度ということでございます。6割が、市外に在住しておるという状況でございます。

これにつきましては、いろいろ個人の事情もあるでしょうけれども、私どもとしましては、先ほど言われました住みたいまちづくりという基本視点を持っておりますので、そういうところから言いますと、もちろん職員も含めて、市民さん、それから市外の方に摂津市の魅力を発信

し、強みを生かしたまちづくりを市民協働でやっていくことによって、住みたいまちと思ってもらえるように取り組んでまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 石原課長。

○石原人事課長 まず、協働を実践できる職員をどのように育成していくかという問いであったかと思えます。

大きな流れとしましては、協働を実践できる職員の育成のために、まずは協働とは何かというものを理解する。その次に組織、また自分自身の仕事の中で協働していく事業というのはどういうものがあるのか、課題の洗い出しをすること。また、次に発想した協働について、できる事業を実践していく。最後に、実践した事業を評価し改善する。大きな流れとしては、そのような形になるのかと、今、考えております。

具体的には、来年度につきましては最初に申しました協働とは何かというものを、各職員が十分に認識することが第一歩であると考えておりますので、全職員が協働に取り組む基礎づくりを行っていきたいと考えております。

次に、専門能力開発向上事業の対象者でございますが、水道部の職員につきましては、公営企業会計であることから独自で研修費を計上しておりますので、水道部以外の職員が対象となっております。

○三好義治委員長 山本次長。

○山本市長公室次長 指定管理者制度に関するご質問にご答弁を申し上げます。

まず、債務負担の額と平成23年度予算額の関係でございますが、昨年12月に債務負担といたしまして、51億9,458万5,000円の枠を計上をさせていただいたところでございます。平成23年度、その債務負担限度額に対します予算額といたしましては、16億43

8万1,000円となっております。その差額といたしまして、35億9,020万4,000円というような関係になっております。

続きまして、指定管理の関係の検討委員会の具体的内容というお問い合わせでございます。

まず、検討委員会の委員の選出でございますけれども、税理士等を含めまして3名程度の外部委員を予定をいたしております。それに、庁内の幹部職員で構成をしていただいた検討委員会を立ち上げる予定でございます。

来年度の具体的な取り組みといたしましては、指針第1次改訂版にありますように、指定管理に当たっての公募・非公募のあり方、並びに外郭団体全体のあり方について検討をさせていただきたいと思っております。

なお、場合によりましては、その検討委員会に外郭団体の職員をお呼びして、その中でヒアリング等を実施をしていく場合もあるのかなというようなことは検討をいたしております。

○三好義治委員長 井口参事。

○井口市長公室参事 まず、玄関ロビーでございます電光掲示板の管理は、秘書課が担当をしております。

現在の運用につきましては、主に人間基礎教育の啓発に利用させていただいております。と申しますのは、この電光掲示板は、平成19年にライオンズクラブ様よりご寄贈いただいたものでございますが、文字入力機器にふぐあいが、今、生じておりまして、スポット対応、新しいメッセージの発信はできていない状況でございます。原因が今つかめましたので、早急に改修をして有効利用を図ってまいりたいというふうに思っております。

○三好義治委員長 奥参事。

○奥総務部参事 個人情報保護審査会についてのご質問について、お答えいたします。

個人情報保護審査会といいますのは、個人情報保護条例に基づきまして、市等の機関が開示決定等をした際に、それに対して請求者から不服申立てがあった場合に、諮問させていただく組織でございます。

個人情報保護に関しましては、不服申立てはこれまでございませんので、不服申し立てについて諮問したということはありません。したがって、この審査会の開催はございません。ただ、委員の任期が3年になっておりまして、任期が終わって新しく任命させていただくための審査会ということで、3年ごとに1回は開催をさせていただいているものでございます。

○三好義治委員長 上村委員。

○上村高義委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、1点目の防災事業ということで、東日本太平洋沖地震における摂津市の取り組みということで、ご報告がありました。

今までも迅速に対応していただいているというふうに思っておりますけれども、支援本部というのを設置されたというふうに聞いておるんですけども、新聞紙上では。その本部の設置された時間とか、日にちとかの報告がなかったですね。だから、その本部機能について、やはり、今、とりあえず迅速に対応していただきたいというのがあるんですけども、やはり各課がどういう対応をしたかというのをつぶさに記録して、みんながわかるようにしとかなないと、いざ南海地震等々が起きたときに、やはりそういう小まめな時間記録と、どこがどういう動きをして

るかを把握しとかなないと、全体としての指示がね、本部長からの指示がなかなか通りにくいんじゃないかなと思ってます。

聞くところによりますと、何か自治会長さんに、あしたかあさってぐらいに、連合自治会長さんに説明をするというようなことも聞いてますけども、実はそこはだれの指示で動いたのか等々が明確でないと、みんなが勝手に行動しちゃうと統制がとれなくなって、みんながパニック状態にさらになっていくということでもありますので、やはり個々が本部長を中心に、総務防災課が事務局となりながら、関係各課がどういう動きをしたのかということをつぶさに報告させるようにしとかなないと、そして、これはきっちり記録に残して、そして、このことはやはり摂津市の地域防災計画に織り込んでいくようにしとかなないと、いざ巨大地震が関西地区に来たときに、やはりきっちり対応がとれるようにしとかなないとだめではないかなと思ってます。

いずれにしても南海地震は来ると言われてますんで、やはり、今、起こっている東日本の大地震、これは人ごとではないんだ、やはり我々にも起こり得る確率が非常に高いということを肝に銘じながらしていかなないとだめではないかなと思ってます。

やはり総務防災課長が8万4,000人の市民を守っとるわけですから、それは市長から、そういう役割をいただいてその仕事をしてるわけですから、そのことをやっぱり肝に銘じて仕事をしてもらうということと、関係各部の人はね、それぞれに自分の役割があって、それは動くと思いますけど、やはりその動きをきっちり把握してるのはどこかということ、総務防災課が事務局であるというふうにな

は位置づけられてるんじゃないかなと思います。

やはりそういったことでは、各部署がとった行動はきちり報告するように、そして、それはちゃんと記録するように、時間と内容については記録。それをずうっと集めていくと、摂津市の対応が明らかになってくるというように思っていますし、そのことをきちり実施していただきたいということを思っています。

先ほど、自主防災の参加範囲ということとは、自治会加入者と言いましたけども、自治会加入世帯が2万何軒、人口も8万何人であって、摂津市で働いている人がそれプラスされるわけですから、摂津市に来る人、摂津市に今おる人の命を守るということを念頭に置かないと、自治会の加入者だけを守るということはありませんというふうに思っていますので、やはりそれも自主防災訓練をもっともっと発展させた活動をすべきではないかと思っています。

今、避難生活を見てみると、皆さん、体育館等に泊まっておられますが、実際、摂津市で訓練等々で体育館に泊まったことはないんですよね。それが、実際に起きたときに、どういう問題が発生するかはつかめてないんです。やはり体育館に一晩泊まるということは、どういうことなのかということも頭に入れないと、それがいざというときの対応につながると思っていますので、あらゆることを想定して訓練というのをしていかなければならないんじゃないかなと思っています。

現時点では、東日本に対する支援ということで全力を挙げていただきたいということを思っていますし、さらに、このことを教訓にしながら、いざ摂津市で起きたときに我々は何をすべきかということも、ぜひ念頭に置きながら行動をして

いただきたいと思います。

いろいろ、本来は言いたいこともあったんですけども、とりあえず今は、総務防災課に対して東日本に対しての全面的な支援自体をきちりやっていただきたいということをお願いしておきます。

それと、摂津市の消防団の特徴、やはり三島地区で比べると、私は非常に誇れる組織ではないかなと思っています。そういった意味で、今回、消防団の補助ということで出しましたけども、やはりもっともっと、そういった意味では、ここに予算を投入すべきだというふうに思っていますし、あるいは、市民の生命と財産を守る最前線におけるわけですから、そのことを、やっぱり消防団の皆さんの声等々を聞いて、それを予算に反映していくということが一つの仕事じゃないかなと思っています。

消防団の方が常々思っていることをやはり聞いて、それを予算に反映していただくということと、やはりこのように摂津市の消防団組織としては非常に立派なものがあるということと、やっぱり市民の皆さんにもきちり報告して、そして市民の皆さんの理解が得られるようにしていただきたいというふうに、これも要望といたします。

次に、市税についてですけども、市税構造の話で、一人当たり22万ということでありました。摂津市の23年度、324億。その中で見込みということで、今、お話がありましたけども、過去、私が平成8年から21年度までの予算と決算の比較をして、予算値より決算値が上回ったのは4回。いつも大体予算値より決算値が多いんですけど、リスク対策として、ちょっと市税収入を少な目に見込んで、いざふたを開けてみたら多かったです。これはいいことなんです、いいこととい

うか、そういう多分リスク対策をとられると思います。

過去に一番少なかったのが、17年度ですね、172億3,600万円。これが、平成8年から現在までで一番市税収入が少なかったのが172億3,600万円。23年度予算は、大体それと同じ額を計上しとるということであれば、まさに、17年度が非常に危機的な状況が予想されて、再建団体という思いがあったわけですが、それを乗り越えて今きとるわけです。

そして、市税構造的には、さっき言ったように法人市民税が多くて、固定資産税が多くて、そして、個人市民税が大阪府下の中で真ん中ということです。これは、今までずっと先人たちが取り組んできたまちづくりの成果が、このような形にあらわれたというふうに思っています。

そして、今回、総合計画がスタートして新たなまちづくりをするわけですが、今回、23年度の事業の中で企業誘致を促進する条例が出されておりますけども、実はこれは企業の法人税がふえるということでは、いい面があります。

しかし、すべてを企業に頼るということは、やはりあってはならないんじゃないかなという思いもあります。やはりこれからは、個人の市民税がふえることも考えていかなければならないんじゃないかなと思っています。

企業にこういう税収を依存するのは、外部依存型構造なんですね。やはり内部で、摂津市の中でそういう税収構造が、皆さんが物が動くたびに市の中で外貨を獲得できるような、市民優先型の内発型地域振興というのが各地では広がっております。やはり、今、企業に頼っている摂津市のまちですけども、ずっとこの

ままでいいのかということ、やはりこういうことだけではだめなんじゃないかと思っています。やはり地域振興を起こして摂津市のまちみずからが、市民みずからがいろんな事業を起こしてやっていくんだということも必要じゃないかなと思います。

そこで、私が言いたいのは、今、政策推進課を中心に総合計画を進めていくんだと。10年後には、ある摂津のまちができて上がりますけども、実はその後の10年後を見据えたまちづくりをしていかなないと、この先がないんじゃないかなと。常に10年後、20年後を見据えたまちづくりをする。そのためには、やはりそういう研究開発、まちづくりの研究をする人材、あるいは人が要るのではないかなと思います。

この第4次総合計画も決まりましたんで、これは変えられません。これは議決を得た大事な計画であります。10年間はこれでいく、よっぽどの異常事態が、例えば今回の地震みたいなものがあつたときには、それは変えることもあり得ますけども、本来的には決めた以上は変えられません。この決められた10年間にきっちり実施していけば、住みたいまち、住み続けたいまち摂津ができるんだということです。その先を、やっぱりこの10年間で見据えた動きをしていかなければならないというふうに思っています。

そういった意味で、そのためには、やはりその後の10年を調査・研究する組織づくり、人づくりが必要じゃないかなと思っていますけども、そのことについて考えをお聞かせいただきたいし、やはり外部の人も使うべき、外部人材をどんどん使うべきである。専門家等々の意見もね、取り入れるべきじゃないかと思っています。そういった意味で、その考え

についてお聞かせをいただきたいと思  
います。

あと、市税徴収率、納税コールセンター、  
コンビニ収納等々についてですけども、  
先ほど答弁がありました。23年度見込  
みが、コールセンターで3,500万円  
を見込んでおるということであります。

実は摂津市の徴収率、収納率を調べて  
みますと、これは21年度決算ベースで  
すけども、市民税徴収率平均90.9%、  
これは大阪府下で、後ろから3番目です。  
平均が93.4%です。そして、固定資  
産税の徴収率は94.8%、平均が93.  
2%、そして、法人市民税は98.1%、  
平均も98.1%、ほぼ大阪府下平均で  
ございます。個人市民税の徴収率、これ  
を見ますと88.7%。大阪府下平均が  
92.9%、摂津市は後ろから数えて3  
番目ということでもあります。非常に低い  
徴収率ということでもあります。

今回、そういう納税コールセンター等々  
でいろいろな取り組みをされますけども、  
行革の中に債権管理マニュアルを作成す  
るというふうに書いておりますけども、  
今、債権管理を取り仕切る組織がある  
と思っておりますけども、そこら等々で  
どういった形で進んでいくのかなとい  
うふうに思っておりますし、この債権  
管理マニュアルというものをいつまで  
につくって、どういう形で利用しよう  
としているのか、そこをお聞かせいた  
だきたいと思っております。

次に、土地の売り払い収入ですけど、  
今、4か所を売却する予定であるとい  
うことであります。やはり土地は高く  
売りたいですね。高く売って収入をふ  
やすということにあると思うんです  
けど。この売却値段というものの判  
定基準というものは持っておられる  
のかということと、なぜこの新町1  
号地、2号地かな、長年、手もつけ  
ずにというか、一遍は出したと

思うんですけど、長年置いてきた土地  
を売る決断に至ったところと、東一津  
屋については、もう一等地でありなが  
ら、長年、野ざらし状態で置いてきた  
わけですけども、それがなぜという  
売り払いに至ったのかという経緯と、  
ふれあいルームについてはいろんな  
市民の意見があります。これは売る、  
当初、福祉会館にあった機能をふれ  
あいルームに移したわけですけども、  
コミュニティプラザができた時点で  
売却する計画だというのは前から聞  
いてましたけど、これは理にかなっ  
ている、売る時期とかタイミングとか  
値段とかありますけども、これは方針  
に示されたとおりにおきけるわけ  
です。ただ、この新町と東一津屋に  
ついては、お金がないから売るんだ  
ということはおわかりですけども、  
なぜこの時期なのかということをお  
説明ください。

それと総合計画推進事業ということ  
であります。23年度予算が、この  
総合計画に示されている七つの目標  
別の予算配分については、今後して  
いくんだということでもあります。

それと、職員の市内の居住率は40%  
ぐらいであるということでもあります。  
私はこの総合計画をつくって、そし  
て職員の皆さんのしている仕事は  
すべてこの総合計画のある目標に  
結びつかないと意味がないという  
ふうに思っております。職員一人  
ひとりがこの七つの目標の私  
はどの仕事をしているんだとい  
うことをきちり明確に示してい  
かないとだめだというふうに  
思っております。

そういった意味でこの予算を配分  
するということは、自分の仕事  
はこの七つの目標のどの仕事だ  
というのが明確になるという  
ふうに思っておりますので、その  
意味合いも含めて、実施計画  
をつくるときに、自分の仕事  
はどの位置にあるんだ、

私の仕事は摂津のために役立っているんだという意識を持ってもらわないと、ただ漠然と仕事をしているのではなくて、私の仕事は市民の生命と財産を守る大事な仕事なんだという意識を持って、使命感を持って仕事をするためにもそのことが必要であると思ってますし、先ほど協働ということで、人材を育成するんだということでありました。

まず、この協働を進めるためには、人材育成を担当する課長、担当者が協働というのは何かということをはっきり明確にもっていないとだめです。それを任されているのがこの担当課長であるというわけです。それを市長から使命、役割をいただいて、それを市の職員に協働というものの体制をつくり込んでいくということではないかなと思ってます。

実はこの協働という文字、文章をよくよく見ると、これはまさに目標管理そのものなんです。一つの目標に向かって皆さんと協力してやっていきたいと思います。この目標が明確になるということがまず第一条件と。この目標がぶれないということも一つの大事なことでありますし、それとやはりこの協働するメンバーはだれかというのを探すことも大事なことです。協働者がだれかということを見つけないということも大事だし、またそれをきちんとマネジメントする人、これも大事なことです。そこら辺をきちんとしておかないと、ただ単なる集まった人だけになるんです。そういった意味ではこの協働についての人材育成は大事でありますし、やはりそれと、もっとわかりやすく説明していかなければならないんじゃないかなと思います。

私の思っている協働のイメージを示しますと、これは小説の「もしドラ」です。これは小説の世界です。これにきちんと

書いておりますけれども、具体的には私はサッカーのザッケローニ監督がとった行動、これは協働そのものではないかなと思います。アジアカップで優勝するんだという目標を明確にして、そして各選手の役割をきっちり見い出して、そのポジションにつける。そして、選手だけではないんだと。コーチ、スタッフ、そして観客、日本から応援するサポーター等々が一致団結する、これが協働そのものであると。

これは今に始まったことではない、ずっと昔からあることなんですけども、これをするということ、それは担当の課長がきちんと職員の皆さんに具体的にはどうということだということをはっきり示すべきだと思ってはいますけれども、そのことについて担当課長の考えをもう一度お聞かせください。

あと指定管理者制度の検討事業ということについてであります。もう一度やっぱり指定管理者制度は何のためにあるのかということをはっきり明確にしておかないと、これは何のため、がぶれるといろんな間違った方向にいくと思ってはいます。

それと同時に市民サービス、これは市民サービスと効率的な運営というのがありますけども、やはりともになんですけども、どっちに重点を置くかということも大事でありまして、今の指定管理者制度、そして3年後の指定管理者制度がどうなるかということをはっきりしていかなければならないと思ってはいますし、それと今、非常にこの指定管理料、予算、お金の面でわかりにくい。指定管理料が先ほど16億4,000万円でしたかね、そういう数字がありました。これが予算書ですとわかる人はなかなかいないですよ。



そして、ましてや指定管理で契約しておきます。例えば、1億で契約しました。しかし、契約金額以外にまた委託料として支払いをしており場面も多々あるんですよ。本来はこれは企業間同士ではあり得ないんです。物を受注して、1億で実施しました。また追加で受注がくるといのは、これは考えられないんです。これはこれ、これは1億円です。これで仕事は終わりです。あとまたあるんであればまたそれで契約をするんですけどね。

今の制度的には契約額を支払いました。これまた事業も委託します。総委託料は何ぼかって、だれもつかめてない状況なんです。これは僕に言わせると無管理状態なんです。やはりこれは管理すべきことであって、やっぱりお金はきちり管理していかないと無駄遣いがチェックできないということでもあります。そのことも含めてどうされようとしているのか、お聞かせください。

人材育成について、対象は水道部を除いた職員だというふうに言われました。皆さんは専門家ですよ。ここにおられる方はすべて専門家です。ある何かの専門家なんです、スペシャリストです。私が一番危惧してますというか、今回、こども育成課と教育委員会が一緒になって、子育て、就学前教育の充実をやるというふうに聞いておりますけれども、やはり保育行政と幼稚園行政との連携というのは非常に大事になってきますし、とりわけゼロ歳から3歳の保育行政と幼稚園行政が一緒になったとき、そういったところの人材育成、研修というものについて、所管はどこになるのかとさっき言い、所管はここだということなんで聞くんですけども、そういったところの対応というのはどう考えておられるのか、お聞かせ

ください。

あと広報についてです。あの電光掲示板に今、東日本に対する摂津市の取り組み状況等が流れていたら、市民が見て、ああ摂津市はこういうことをやってるんだなということがわかるんですけど、今はそれができてないということです。

それと私、先般、福島各区役所に行っただけですけども、福島の区役所に行くと、柱に看板があって、何かなと思ったら企業の広告だったんですけど、企業広告収入も得ているなということ。摂津に帰ってくると電光掲示板があって、受付の人が入口のところに座ってて、シルバーの人ですかね、男の人も立ってますけれども、やはりあの電光掲示板をもっと使って市の情報を流す、あるいはそこに広告等々も入るんであればそれをやって、収入を確保するということもできるんじゃないかなと思ってます。これ一度、考えていただきたいと思っておりますし、その方向性について確認をしておきたいと思っております。

もう一つは、やはり市外、市の外に向けての広報。これを広報戦略というんですけども、広報戦略として摂津市のいいところを市外に対して広報していく。今、長野県の佐久市が広報戦略でプロの方をお招きして広報戦略をしようとしています。それで見てたら、そのプロから聞かれているのは、市のいいところは何ですかと、とことん聞かれるんです。市の職員が市のいいところを答えるんですけども、皆さんは摂津のいいところ、こう聞かれたら答えられますよね。摂津をけなされたら怒りますよね。特に、総務部長なんか、顔を真っ赤にして怒りそうなんですけれども、それが大事なんですよ。あれ、摂津に対して自信を持つということ、まず第一条件らしいですけども、こ

ういった市外についての広報戦略について何かお持ちでないのか、聞かせてください。

個人情報保護についてですけども、これは個人情報を守るんだという法律でございます。本当にそれが守れているのかということに危惧する場面も私は感じております。やはりこれは法律なんできちり守るということが大事なんで、ましてや市の管理しているデータ情報は一切、むやみに外に出ないということ。それが市の職員の強みなんです。市の職員と一般の企業と比較したときに、機密保持機能がすぐれていると、こう言うんですけども、一般の企業も個人情報は出したらだめなんで一緒なんですけども、しかし役所はやはり個人情報はきちり守っておるんだという意識はあるんですけど。

特に私が言いたいのは、私がいつか先般、身内の告別式があって家族葬だったんですけども、それは全く関係ない人も来たりしておったわけですけど、これって情報がどこかから漏れとるんですけども、市から漏らしたらだめなんです。自治会からいくのはいいんですけど。市はやはり個人情報はきちり守るべきだということを申し上げたいと思います。これは要望だけです。きちり守ってくださいということ。

以上で2回目終わります。

○三好義治委員長 それでは答弁を求めます。

山口課長。

○山口政策推進課長 まず1点目に第4次総合計画の目標年次、またその32年から先10年間をも見据えた形でまちづくりをし、また人材育成や研究をしてしっかりやっていかなければならないのではないかとしたことであったと思います。また、2点目として職員の仕事が総合計

画の七つの目標のどこに結びついているのか、また、自分はどこをやっているのかというふうなこと、これを合わせてお話しさせていただきたいと思います。

まさしく委員が今おっしゃったこと、非常に大事なことであるというふうに認識いたしております。特にこの組織づくり、人づくり、自分は、いや私の課はどこを担っているのかという意識づけというのは非常に重要でありまして、それにつきましては、今現在、この総合計画、この10年だけじゃなくて、その先にもつながるような形でやるためには、やはり毎年その成果、結果を分析して、検証して、次にしっかりと生かしていくというふうなことを一人ひとりがしっかりと取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

まさしく言われた目標管理というところですね。単に私はこの事業をやっているんですというのではなく、その事業って一体何のためにやるんですかと、目的があるわけですね。その目的とは何ぞやと言いましたら、一番上は七つのまちづくりの目標です。でも一番直近で言いましたら施策なんですね。この施策と言いますのは一つの部で完結している施策もあれば、いろんな部署、いろんな課が一つの施策の目標を達成するために手段として事業を実施しているという関係にあります。ですから、おのおのの部なり、課もそうですし、事務事業を実施している職員一人ひとりもそうですし、やはり自分自身がどこを担っているのか、それは何のためですかと、それが実際に施策の目標、まちづくりの目標までしっかりとつながっていないような事業でしたらこれはスクラップないしは方向性を変えるということも必要ですし、そのあたりを繰り返し繰り返しやっていくこと

によって自分自身の中に、自分のミッションはこれなんだ、ということ、少し時間がかかるかもしれませんが、これの繰り返しだと思ってます。そこをしっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

そのために、具体的に政策推進課のほうで行政評価ということをやっておるんですけども、今までこの行政評価、事務事業を中心にやってまいりました。その事業の結果どうなったんですかっていうようなことを中心にやってきましたけども、今後はいろんな部・課が一つの目標、いわゆる施策のほうを構成しておりますので、施策単位でもって、施策の目標がどうなったのかと。ではその施策の目標を達成するために、あなたの課、あなたの課、あなたの課、あなたは何をどうしてきたのかということをおおきに置いて、施策中心の評価をやりたいというふうに考えております。

それから、第4次総合計画ですけども、策定の段階から一番大事にしたことというのは、市民参画でございました。それともう一つ、職員参画。総がかりというふうに言っておりました。何のための職員総がかりかといいますと、委員が先ほどおっしゃいました、自分は一体どこを担っているのかと。自分らでつくれば自分の担うところがわかるでしょと。そのためにしっかりと職員総がかりということで、自分たちがやらねばならんところはどこですかというところでこれを職員が、もちろん、市民会議とかいろんなことをやりながら、市民参画ということをお大事にしながら、我々が自分たちで策定に取り組んできたということですので、しっかりと各課の皆さん、自分のミッションを把握していると思いますので、あとはしっかりと検証して、次へとつなげる

ということをしかりとやっていきたいと思ひます。

現在、ここに基本計画のところに、施策ごとに総括担当、統括部ですね、部単位で書かれておりますけれども、実は当初、計画の右側で基本計画の施策の展開のところですけども、こちらのほうに課名を入れておりました。課名を入れてどこの課がということをお冊子上も明らかにしておったんですけども、これについてはいろいろ総合計画の審議会でも議論がなされてきて、余りここで課を入れますと壁ができるんじゃないかとかいうこともありましたので、ここは省いておりますけれども、これは職員一人ひとり手書きでやったものですから、我々もきちりとこの部分についてはどこの担当しているということをしかりとわかっておりますし、そのあたりはさらなる次の十年間へとつながるような形で検証、評価していきたいというふうに考えております。

それから協働のことでございました。協働の姿を明確に示すべきではないかということでございますけれども、今回、協働のルール、共有化ということで、市民の方にも入っていただき、また庁内でも職員参画を求めてやっていこうと思っております。これはやはり私の思いでもって、これが協働ですというふうな形で押しつけみたいな形でやるものではないと思っております。

みんなで話をして、私はこう思うんだけれどもあなたどうですか、っていうような形でやっぱり進めていって、それでやはりわからないところ、どんな領域があるんだと、どの領域で協働するんだと、どの分野でやるんですと。おのあの役割、もうちょっと突き詰めていったらどうなるんですか、具体例も含めて、その会議

の中でしっかりと議論をしてまとめていきたいと考えております。

○三好義治委員長 野村課長。

○野村納税課長 それでは債権管理マニュアルの作成について、お答えさせていただきます。

市債権の管理対策協議会という会が市に設置されております。その下には二つの部会がございまして、国税徴収法による滞納処分することができる債権を有する課が集まった滞納整理部会、そして、それ以外の債権についての私法整理部会という二つの部会がございまして、私、納税課長が部会長を務めています滞納整理部会についてお答えさせていただきますが、マニュアルにつきましては、納税課が持っているもの、スキル等を部会で共有した中で、各課に応じた形のマニュアルの作成というのをやっております。

そしてその中で、今年度、部会を開催した中でも、実際、納税課の担当者を講師にしまして、ケーススタディということで、部会そのものは所属長なり課長代理級で構成されておるんですが、ケーススタディにおいてはそれよりも課の担当者も出席していただきまして、納税課が今持っているスキルなり、やり方等を、例えば預金、財産調査であったり、差し押さえの手順、交付要求の手順等々について、実際に行っているやり方を説明させてもらって、その都度、質問等もいただいた中で、それぞれの課がマニュアルづくりもそうですが、実際の中身を想定しながら会のほうを進めておりました。

債権管理という中では滞納処分ということも一つですが、会の中で今年度も話題になっておりましたのは、いかに滞納繰越を少なくするかということでは、納付しやすい環境づくりというのも一つ共

通課題として持ちながら進めておりました。

その中では、先ほど来、質問に出ておりましたが、コールセンターの活用については、今現在、市税と国保料という形でやっておりますけれども、その辺の拡大ができないかということで、次年度早々にもそのあたりを検討していこうということで、先日も部会の中で意思確認をさせてもらったりしておりますので、そういう形で債権の管理ということでは、納付のしやすい環境づくりであったり、滞納処分の方法等、必要なことを検討しながら、マニュアルの中身をどんどん濃くしていくという方向で今、進んでいます。

○三好義治委員長 有山部長。

○有山総務部長 土地の売却がなぜこの時期かというお問い合わせについて答弁させていただきます。

私ども、平成20年3月に、これは政策推進課のほうでございまして、32物件について調査をしております。

昨今のこういう経済状況の中で、国、地方ともに厳しい財政状況にあり、また一方では地方分権ということで私どものほうが今まで以上にみずからの責任において自主性、自立性の高い行政運営を行っていくということが必要であるというふうに考えておまして、そのことから、今回、22年2月に策定された本市の第4次行財政改革実施計画に掲げられております市有財産の活用ということからその検討委員会を5月に立ち上げております。

土台としましては、政策推進課が集計をしておりました32の物件をたたき台にして、未利用地の指定を再度見直すという作業をしております。その作業の中で事業仕分けという形で行っておりまして、すぐ処分が可能、確定測量済みであ

りますとか、更地でありますとか、近隣の条件がもう既に良好な関係にあるもの、それをA。Bということで、条件がある程度整備されたら売却が可能なもの。それから現在の利用計画、今後の事業計画、使用目的があるため不可能なもの、というような三つの段階に事業仕分けをしたところでございます。

その結果、取りまとめを行いまして、今回の件について、計画を26年まで、4次行革の期間でどの物件を何年次に売ることが可能かという仕分けを行った結果、この4件を本年、売るということで決定をしたところでございます。

なお、会議については、すべての物件に対し原課のヒアリングも行っておりますし、10月6日の庁議においてもこの内容について報告をしたところでございます。

物件の価格につきましては、こういう公有地でございますので、鑑定をとって適正な価格を決めてから売却するという手順を踏んでおります。以前の売却についても確定測量、それから鑑定を行った後、新聞広告などに載せております。

今回の予算計上に当たります分については、前回、総務防災課長のほうから答弁させていただきましたように、今の相続路線価と、今後の価格の下落率、それから解体に要します費用、更地にするための費用を除いた金額を予算計上したものでございます。

○三好義治委員長 石原課長。

○石原人事課長 人づくり、組織づくりというところで、外部の人材の活用というところがあったかと思うんですけども、今現在、大阪府のほうから出向という形で来ていただいている方が数名おられまして、それらの方の知識等を業務に生かしておるところでございます。

また、他市では、例えば環境の計画などを作成する際に、その関係する民間の方々を人事交流という形でお招きをして、作成に当たっているということも聞いております。

本市においても、そのような外部人材をうまく活用できるものがあるのかどうかなどを含めて、大きな視点で、人材の育成というものに今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

あと保育士と幼稚園の人材育成についてですが、人事課のほうでは、この専門能力開発向上で研修予算として、保育所、幼稚園の人材育成に今現在、努めております。例えば、幼稚園教育要領、保育士の指針などに基きます保育内容についての研修、また日々、読み聞かせとか、リズム、手遊びなどの実務的な研修、また幼児心理の講習会、そういうふうな研修の予算を計上していきまして、幼稚園教諭、また保育士の人材の育成に今現在、努めているところでございます。

○三好義治委員長 山本次長。

○山本市長公室次長 まず、指定管理に関するお問い合わせにご答弁を申し上げます。

指定管理料と予算の個別細目が1対1になってないのではないかとというようなご指摘かと存じます。委員のお話のとおりでございます。特に福祉の職場におきましては、本来、指定管理料というのは公の施設の条例がございます。その仕事をする際に指定管理料というのが本来あるべき姿でございます。

ただ、福祉の職場におきましては、国・府からいろんなソフト事業が随時おりてまいります。それを個別要綱なり、国、府の要綱なりで事業を実施する際に、外郭団体に仕事を委託する場合がございます。これを合わせた形で予算計上してしまっている課があることは事実でござ

ざいます。

このことを我々も今回のいろんなことで認識をいたしておりますので、各所管並びに財政担当者と、委員のお話にありましたように、指定管理料は債務負担の1対1の細目になるように、すぐ検討をしたいというふうに考えております。

次に、長期的な人材育成の中に、総合計画後の10年を見据える組織づくりであるとか、人づくりであるとかというような問いもございました。当然、我々も必要なことであろうということは認識をいたしております。

民間企業におかれましては、調査研究費、20年後、30年後の新しい開発のために人材もお金も投資をされるというのは当然の姿であろうかと思えます。我々もそういう姿を目指したいということは、当然目指していきたいというふうに思っております。

ただ、やはり職員が減少する660人体制の中で、どうしても緊急的な課題である目の前のこと、短期的な事業に人材を充てるというような傾向にあることは、我々としても現実的対応としていたし方ないところではございますけれども、長期的を見据えた段階では、委員ご指摘のようなことは考えていきたいというふうに思っております。

それと、総合計画にある目標を、日々の仕事の中で意識するようというご指摘もちょうだいいたしました。そのことは我々も同じで、考え方は我々もそのように認識をいたしております。今回、総合計画の中で七つの目標、言葉的にすべての方に対してわかりやすい言葉で総合計画も策定をしております。それは職員にもわかりやすい言葉になっていると思えます。日々の中で自分が今、きょうしていることがこの総合計画のどの目標に

向かって仕事をしているんだということは日々頭に置きながら仕事をしていくということを今後とも職員に強く申し込みたいというふうに思っております。

○三好義治委員長 井口参事。

○井口市長公室参事 まず1点目、電光掲示板の活用でございます。先ほど、機器の不具合が判明いたしましたので早速に修理をいたしますが、現在、災害の支援の取り組みですとか、そういうトピックスを市民の皆様に、文字数が限られておりますけれども、わかりやすくできるだけタイムリーに発信をしていきたい、有効活用を図りたいと考えております。

また、その活用の中で広告の導入はどうかというアドバイスというか、要望をいただきましたけれども、収入の確保を図るということは大変大切なことだと認識しておりますが、今のところ、その収入確保よりもやっぱり内容の充実が先だろうと私は今、考えております。ですからもう少しその辺は研究をさせていただきたいと思えます。

2点目の、特に市外から摂津に来られている方を意識した広報戦略について何を考えているんだというお問い合わせでございますが、これにつきましては、市長を先頭に摂津市をPRしていくということで新聞各社、マスコミ等通じて積極的に市のPRなり、情報提供をしているところでございます。さらに今回の災害支援に関しましても、市の動きをどんどん発信していきたいというふうに思っております。

それから、既存の手段を使って、これも電光掲示板と同じように我々は広報紙、ホームページを持っておりますので、広報板もでございますが、この持てる媒体をフルに活用したいというふうに思っております。

それでまた新たに何か手段を考えてはどうかということもあろうかと思えます。例えば、目で見て、音で聞いてというテレビ、ケーブルテレビ等の活用なんかもあるのではないかと思います。これはさすがに費用が高くなります。近隣市に調査しましても、ちょっと摂津市ではどうかというくらいの負担が想定されますので、新しいことも研究しながら、まずは今持っている媒体をフルに活用していきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほど、お願いしたいと思えます。

○三好義治委員長 上村委員。

○上村高義委員 それでは3回目の質問ということにさせていただきます。

市税と第4次総合計画等々、非常に関連性が高いですし、総合計画をずっと実施していけば10年後にはある市税構造が見えてくるわけですが。現在の歳出、摂津市の税金の使い方というのを見ますと、総額324億円でありましたけど、民生費が今回132億円で、皆さん知ってるように民生費だけが毎年伸びていっています。一時、104億ぐらいで推移してきたんですけど、子ども手当、生活保護等々がふえてきて132億円になりました。一方、土木費、今、問題になってます消防費等々は低位で推移しておりますわけですが、実はこのことがいいのかどうか、これは市民が決める話なんで、これは市民がどういう思いでこの税金の使われ方を見て感じてるかというのが、きっちりウォッチしていかなければならないんですけど、やはり最終的には市民が住みたい、住み続けたい、と同時にやっぱり税収もふえないといけないと思っていますし、ある意味では市民がふえるということも大事なんですけども、もう少子化・高齢化していきまると、2050

年には1億を切るわけですよ。ということは、20%、30%減ってくるんで、摂津も20%減りますと8万人が6万人、あるいは5万人という数字がその先々にみえてくるわけですが、そういったこともイメージしながら、このまちづくりというものを将来的に考えていかないと。その中でも税収はあるんだということが大事なんでね。減っていても税収はちゃんとあるんだということも頭に置いていかなければならないかなと思っています。

そういった意味で、やはりそこに知恵というのが要るということで、さっきの外部人材等々を申し上げたわけですが、これは総合的に見てどう考えてるかというのは、副市長、お答え願いたいんですけども、摂津の職員に対してどういう形で指示しているのかということも含めてお答え願いたいと思えます。

次に、市税徴収率。先ほど市税徴収率のグラフを見せましたけども、個人市民税が88.7%、平均が92%で、4ポイントぐらい差があるんですね。4ポイントを掛けますと、約2億ぐらいでね、額としては2億弱ですがふえるわけなんですけども。単純にはなかなかいえないと思うんですけども。今回、債権管理マニュアルをつくるということでありますけれども、実は先日、ある人から後期高齢者医療の督促状が来たけれど、これは何ですかねと持って来られたんですけども、その人は国保と介護は年金天引き、後期高齢者は自分で振り込みか天引きかを選択できたんで振込してたんなんです。そのことを忘れてて、振込をしてなかったんでその督促状が来て、これはこういうことですよということを言ったら、わかりましたと言って笑って行きはったんですけど。

実はそういった形で、これは標準的な債権の不納ですよ。不納があって、税金を納めてない事象が発生した。そうすると滞納ということで督促状を送付する、もしくは電話をする。文書催告、電話、訪問等々いろいろあるんですけども、それで納めてくれる人もいるし、納めてくれない人もいるんですけども、実はその事象ごとに、例えば、税金を納め忘れた人が100人おったとして、文書催告で5人が納めてくれました。訪問して3人が納めてくれました。いろいろ文書、電話、訪問等々いろいろありますけど、それで何人納めてくれたのかというデータをきっちりつかむということが大事なことです。データをつかんで、次はこの数字を幾らにしようとする、これが目標なんです。だから100件あって、ある行動を起こしてことは5件だった。次は7件にしようとか8件にしよう。これが目標なんで、そのデータをきっちりつかまなきゃだめなんです。

ということで、そのこともやっていただきたいと思ってますし、今さっき、債権管理対策協議会ということで、私法整理部会等があるということで、協議会の会長は副市長だというふうに聞いておりますけれども、副市長からこのことについての指示、もしくは考えはどうされているのかということをお聞きしたい。今の私の説明した資料等々も含めてですけども。摂津市が後ろから3番目というのはやはり誇れることではない。やはり、ちゃんと納めるべきはちゃんと納めてもらうということが必要ではないかなと思ってますし、他市のことは余り言えないんですけども、法人市民税がもう圧倒的に低いところもあるんですけども、ここの議会は何をしてんのかなと思うんですけど、ただ摂津市においてこれは問題だと

いうことは言えるんじゃないかなと思ってますんで、そのことについて、対策協議会の会長としての副市長の考えをお聞かせください。

あと指定管理につきましては、やはりもう一度指定管理というもののあり方、目的に沿った形できっちりと議論してやっていただきたいというふうに思っています。また、決算ベースでこの総額が幾らになったのかと、また尋ねることもあると思いますので、よろしくお願ひします。

あと総合計画の進め方の協働ということでは、みんなでいろんな議論をして積み上げていくんだということで、やはり民意というものが、いろんな市民の意見を聞いて、そしていろんな取り組み方を模索して摂津独自の進め方をしていくんだということと理解しましたけれども、やっぱりそのことが大事であって、やはりいろんな人の意見をいかに吸収して、そして摂津独自の体制を築き上げるかということでございます。

やはりそこで一番大事になってくるのはマネジメント能力なんで、このマネジメント能力をいかに高めていくかということも、ここにおられる方は自分で研究していかなければならない義務を持っています。それが求められているのが皆さんだというふうに私は思っています。

○三好義治委員長 副市長。

○小野副市長 まず、市債権の関係ですが、これも一口でなかなか言いにくいところがあるんですが、市長の専決委任事項の追加をしてもらいました。そのときの議論の中に、非常に生活の厳しい人まで全体で網をかぶせていくんじゃないだろうな、ということがあったのを覚えています。いわゆる払いたくても払えない人までいくんじゃないだろうなという議論もありました。



したがって、いわゆる市に対するクレームであるとか、行政が悪いとか、何もしてくれないとか、そういう形でもって応じられない方、財産があらわれる方、これは徹底的にいくようにという指示はいたしております。

その中で、この前も議論したんですが、例えば、税はいくと。多分滞納しておられる方というのは、税は払っていなくて国保料を払っているということは多分ないとなるんで、行くときは同じレベルで行かないと、税は行ったが、例えば国保は何もしてないとなれば、そこはその方から、どうなったんだ、市は、となるから、それは基本的に横の連携を取るといふことの指示をして、私の資料の中では、この10月末現在で、全体で384件の形で市は動いております。いわゆる差し押さえ、交付請求、執行停止で384件、去年の10月現在でした。これはやらなきゃなと思ってます。

それで副市長として、そういう方法もあるなと思ってるのは、例えば、納税課に向く職員、これは議会から見たとき、どう見られるかは別として、これは行くんだということで、やっぱりその性格もありますし、法的知識もありますし、そういうものを重点的に集めてる市もあります、この近隣でも。そこに行ったときは適性があれば相当長期間は変えない、本人がそのことについて異動希望しない限り。そこは数ポイント上がってきている事例はあります。これも一つの形として、人事の配置の中でどう考えるのかであります。

それからもう一つは、前回言いましたように、まだできておりませんが、例えば生活支援課に人を入れて増強すれば、これは個人情報との関係がありますからアルバイトでは無理であると。それを入れ

たら必ず本来生活保護を受けるべき人と、指導と、それはもう人なんですね。だから納税課もそうなんです。国保もそうです。国保もそれなりの人を入れてやったら、一般会計の繰り出しは私は若干違ってくると思います。

したがって、こんな厳しい人員抑制してますので、私が言ってるのはやはり歳入をふやすか歳出をカットするかについては、ここに焦点を当てて人事異動をやるべきという考え方をこの前から議論してます。

その課が頑張ってる、例え一人でもふやしてくれたと、我々の気持ちを考えてやってくれたなということでも全然違うと思うんです。だから僕はある程度人員配置もめり張りをつけて、やるべき時期に来ているというふうに危機感を持っています。なかなか今、660名割った中で厳しいんですが、そういう配置が少しでも原課が頑張っている形の中で一人でもこの4月に増員してくれたというような形を見せるべきということで、今現在、人事の配置関係もやってますけども、そういう具体的なこともちょっと督励しております。

なかなか厳しいんですんで、ここにおける総務常任委員会所管の各課でも期待するところもあれば、どこが取られるんだとかあると思いますが、これはやっぱり市長の判断でやったら、これ人事ではもうもたないというふうに思います。みんな仕事があるわけですから。

そういうことを若干申し上げながら、この支払えない人については、これは追うわけではありませんと。しかし、そういうことでない人についてはきちっとやっていきたいという思いを物すごく持っておりますので、一歩でも二歩でも前に出したいというふうに思っております。

それから、これからのまちづくりなんですけど、総合計画もさることながらこの前も読んでみまして、委員各位も見られたと思いますが、摂津市に立地しているメリットが特にないというのと、何でメリットというたら特にないと。交通の便がよいと。摂津のデメリットはって言ったら特にない、交通の便が悪いと。これ二つあるんですね、ここに。これ摂津がある意味で言い当てているところかもわかりません。二つあるんです。メリット、デメリットが同じ形になるということ。

それでショックだったのは、ここにあります不動産業から、友達に摂津だと話すと摂津かと思われ下されまうとかが、書いてあります、現実に。それで、他市から見て摂津は低く見られている。教育環境すべて立ちおけている感じがするとかね、この中に入っているんですね、これに。

私はこの前、歳入歳出の問題を言わせてもらいましたが、定住というキーワードで、やっぱりこの32年までのやつを部長プレゼン、前言いましたように、ここに絞って各部から出すべきだと思います。あれもこれもではあかんと思います。したがって、前も言いましたように22年国調で摂津だけが人口が減っていると。これ強気でいけば、他市はマンションをたくさん建ってあるんだと、摂津も南千里丘に建つし、それから吹操跡地にも建つんだから大丈夫だよというのが強気だと思います。

私はそういうことだけを見てはだめだと思います。やはり各市がやってる形というのは、やはり人口30万人を基本にしてどんどん国が動いてる、地域主権がある、経済の停滞がある、いろんなことを考えてくると摂津はそこのはざまに入るわけですから、摂津が誇りを持って

くためには、その焦点に絞って議論をしたほうがいいと私は思っています。

各部長がこれをしたいたいとしたいということではなくて、限られた財源で何をするのかということ優先順位を付けたときに、私はキーワードは摂津のイメージアップ、ブランド、定住ということで、ここに大きな焦点を当てるべきというふうに思います。

それで私いつも職員に言うんですが、民間はコスト、スピード、技術開発ですけども、職員が大事なものは、市長で言えば勇気なんですけど、そこを細かく言うたら、僕もスピードだと今思っています。スピード。それから、気づきなんですけど、気づくということ。これがあるかないかによって、物すごく違います。私いつも部長たちに言うのは、気づきという言葉がいわゆる自分の言葉の中にあつたら、こういう結果になつたかということをよく言うんですね。このことはこの前も言いましたけど、民間でも物すごく言い出しました。そういうことが職員の、いうたら専門家もいいんです、いいんですが、私は専門家を招くについては、やっぱり市としての形をきちっと、どの方向にもって、どうするか。それで中期財政見直しを見てどうするかと言わないと、幾ら専門家が来られても、摂津さんはどうしはるんですか、一体、何を考え、現状どう見えますか、さっきも言ったようにメリットもありますね。どんなまちをつくらうと思ってるのということが、例えば安威川以南と以北で分けて、そういうことを全体で議論して共有化したときに初めてこういう形のこういうノウハウのある専門家ということの中で、その辺また立ち入ってやるべき時期に来たなというふうには思っています。

したがって、さきの土地売却でも今、

指示しているのは、ふれあいルームを売ると言ったときに、地域に迷惑をかけないことも基本ですね。摂津の公有地を売るといふ、市の財産ですから売り方があると思います。ああなるほどこういうことをして、こういういい一つの形ができたなというのと、お金さえ高ければいい、それで道路形態もほったらかし、というような売り方ができるかどうかなんです。僕はそうじゃないと思います。だからそういうことも含めて定住というキーワードの中で、それが将来の鯉生野団地の問題であったって、野々団地のことであつたって、私はそういうものも含めて専門家の意見を聞く必要は大いにあるというふうに感じはしています。

したがってこの23年度に入りましたら、今、本会議の代表質問、また私、民生常任委員会もこの総務常任委員会も出ておりますので、いろんな気づく点をたくさん持っていますので、一度それをまとめて一度部長会で議論した上で、そして次の中期財政見通しのどこまで事業化メニューに入れるか、27年度には基金がゼロ、赤字というのが出ているわけですから、市長の言うトリプルパンチということの中も含めながら、ここをきっちりした上で具体の議論をしないと委員各位の答弁にも窮するんじゃないかということをも物すごく思っておりますので、そこを踏まえながらトータルで申し上げましたけれども、いろいろとこう考えておりますので、そういう取り組みをしながら、また議員各位、また委員各位のご意見も賜りたいというふうに思っているところでございます。

○三好義治委員長 上村委員。

○上村高義委員 今、副市長から答弁があつて、人づくりというか、職員の最適な能力に行き着くのではないかなという

ふうなお話がありました。

私は、やはり職員の皆さんの最適な能力というか、これをコンピテンシーというんです、行動特性と。気づきとかありましたけれども、それは皆さんいろいろな特性があつて、各個人がいろいろな能力を持っておるわけですけども、潜在能力じゃなくて表に出てきた能力、これは行動、コンピテンシーというんですけど、やっぱりこのことが大事であつて、思つておるだけではだめなんで、やはり行動して幾らなので、やはり皆さんが率先して行動して、そしてこの総合計画に基づいたミッションを達成していくんだということで、ぜひ職員が一致団結して、協働して取り組んでいただきたいということを強く要望して終わります。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午前11時58分 休憩)

(午後12時59分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

村上委員。

○村上英明委員 まず、市民税の件です。本日もいろいろと個人市民税、また法人市民税等々、審議もされておりました。そういう中でこの法人市民税も含めたこの市民税全体の徴収の考え方ということでいろいろと議論もされましたけれども、この徴収率の考え方ということで、全体的には93.9%の徴収率ということでございますけれども、このパーセントの算出の考え方につきまして、1点お尋ねをしたいと思います。

2点目なんですけれども、予算書の48ページ、徴税費委託金、税のことで書いてあるんですけども、府税徴収事務委託金の単価が今まで3,300円というところが3,000円になっているということでございますけれども、これは歳入面のことも含めまして、この単価の変更

の理由をお尋ねをしたいと思います。

それから権限移譲の件ということで、予算書の42ページということで、権限移譲の件が掲載をされておりました。権限移譲推進特別交付金ということで3,650万円、また金曜日もいろいろと議論がありましたけども、50項目の事務という中で平成23年37事務を移譲するというを言われておったと思いますが、この関係での権限移譲、また地方分権等も踏まえて国とあるいは府の動向について、お尋ねをしたいというふうに思います。

4点目なんですけど、予算書の66ページに賃金のことが書いてあります。その中で、平成22年度当初予算比ということで臨時職員の方は約3倍ということで116万4,000円、非常勤職員は1.3倍ということで約2,100万円、それから健康管理嘱託員は16万8,000円の増額ということでございますけれども、この賃金の増額の理由についてお尋ねをしたいと思います。

それから5点目なんですけども、予算書の76ページ、大阪電子自治体推進協議会負担金ということで、151万1,000円が計上されております。この事業負担金の根拠につきましてお尋ねをしたいと思うわけでございます。その中でこの会則の中に会費及び負担金ということで、本協議会の会員は次の区分により会費及び事業負担金を納めなければならないということで、その額については総会において定めるというふうに書いてありますけども、平成23年度の負担金の算出根拠と、平成22年度でどういう協議がなされてきたのかというのをお尋ねをしたいと思います。

それから予算書の158ページ、消火栓の整備負担金が計上されております。

この23年度が379万円だったと思いますが、消火栓設置のこの計上額の考え方、そしてまたこの消火栓設置の距離的な設置の考え方につきまして、お尋ねをしたいと思います。

それから予算概要の102ページに、防災資機材及び備蓄用品整備事業というのが計上されております。今回の大震災等々踏まえて先ほども乾パン1,200缶、発送の用意をされているというふうにお聞きをしておりますけれども、摂津市としての備蓄の分から多分出されたと思うんですが、そういう中でこの備蓄用品の平成22年度の購入、あるいはまた平成23年度の購入も予定されていると思いますが、全体の中で今回の1,200缶の乾パンを出されたということで、新たな補充分というんですかね、摂津市の全体量として保管しなければいけないというか、一定の量のお考えがあると思うんですが、その中でこの1,200缶はどのような影響を与えるのかというのをお尋ねをしたいなと思います。

次は、議案第9号のほうでございます。20ページにきめ細かな交付金、そしてまた住民生活に光をそそぐ交付金が計上されております。そういう中で、きめ細かな交付金ということで878万8,000円、そして住民生活に光をそそぐ交付金ということで500万円が計上されておりますけども、ホームページで資料をちょっと出してきましたと、きめ細かな交付金ということで全体的には2,500億円、住民生活に光をそそぐ交付金ということで1,000億円ということで、単純計算をすると、1,000億円と2,500億円ですから2.5倍の交付金があるのかというふうには私、思ったんですけども、予算書から見ればこの878万

円と500万円の差ということになっておりますので、そのあたりの交付金の算定内容の考え方、そしてそれをどう活用されていくのかということについて、お尋ねをしたいなというふうに思います。

1回目は以上でございます。

○三好義治委員長 野村課長。

○野村納税課長 市税の徴収率の考え方ということに、お答えさせていただきます。

徴収率の見込みにつきましては、過去の徴収率の推移や昨今の社会経済状況等を鑑みながら、そして先ほどからご質問に出ておりましたコールセンターやコンビニ収納、そして納税課としてこれまでから取り組んできております徴収努力等々を一応勘案したものとなっております。

ちなみに本市のこれまでの徴収率でございますが、平成17年度が93.82%、18年度が94.79%、19年度が94.93%とこの間は上昇しておりましたが、20年度からは経済不況の影響を受けまして、20年度が94.60、21年度が94.02と、やや下降をしております。

今年度の見込みでございますが、先ほど説明させていただいた市としての徴収努力であったり、コールセンターの活用、コンビニ収納等々の要因で当初の見込みの93.2%を上回る93.9%程度を見込んでおります。

新年度、23年度につきましても、この流れを勘案した中で一応徴収率の見込みを出させていただいております。

○三好義治委員長 川崎課長。

○川崎市民税課長 それでは、市民税課に係りますご質問についてお答えさせていただきます。

個人住民税に係る徴収取扱費交付金の関係でございますけれども、この取扱費

交付金は、市町村が個人の道府県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を道府県が補償するため、地方税法第47条、個人の道府県民税に係る徴収取扱費の交付として市区町村に対して徴収取扱費交付金として交付することが規定されておるところでございます。

今回の主な減額の理由は、現行のこの本則では個人道府県民税の納税義務者数、掛ける3,000円のところ、特例措置として平成22年度課税分は3,300円として交付されておりましたけれども、23年度は本則どおりの3,000円となったため、前年度比で1,200万円の減収となっております。

これは平成19年度から22年度までは税制改正や電子化に係る経費負担等に見合う分として、この特例として上乘せがありました。23年度においては、電子化等に伴うシステム改修やその他特別な徴収コストを要する経費負担の増加が見込まれないことから、本則どおりの3,000円となったものでございます。

続きましてもう1点、地方税電子化協議会負担金の中の会費でございますけれども、これにつきましては規定の中で、人口一人当たり1円となっております。1,000円未満は切り上げということになっておりますので、この分で申し上げますとこの会費は8万4,000円ということでございます。

○三好義治委員長 山口課長。

○山口政策推進課長 権限移譲について、国と大阪府の動向についてということでお答え申し上げます。

まず国の動向でございますけれども、国におきましては、平成19年4月1日から施行されました地方分権改革推進法、これは3年の時限立法でございますけれども、これに基づいて地方分権改革推進

委員会が設置されました。そこでいろいろな議論がなされて、数次にわたる勧告、権限移譲、それから義務づけ、枠づけの廃止、それと国の出先機関の原則廃止等々、勧告がされております。それに基づきまして昨年6月に地域主権戦略大綱というものが策定されております。

また法律の改正などでございますが、昨年の3月に第174回国会のほうに地域主権関連の2法案、これにつきましては、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案、いわゆる義務づけ、枠づけの見直しの関係法律の一部改正ということで、41法律を一括改正するという法律案でございますが、これともう一つ、国と地方の協議の場に関する法律案ということで、国と都道府県の協議の場をつくるという法律案でございます。これが地域主権関連2法案です。

それともう一つは地方自治法の一部を改正する法律案ということで、議員定数の法定上限の撤廃を初め、議決事件の範囲の拡大、それから行政機関等の共同設置等について規定をした法律案が出されておりますが、これにつきましては現在までずっと継続審議ということになって、まだ両院とも成立はいたしておりません。

また、今後、多分今回の通常国会になるかと思っておりますけれども、地方自治法の抜本改正ということで、直接請求に関すること等ありますとか、地方議会に関すること等についての改正がされるというふうに聞き及んでおります。

また、まだ去年の法案が通ってない状況ではございますけれども、自治体への権限移譲についての48の法律を改正するというふうな法律案、それと義務づけ、枠づけの見直しについてと基礎自治体の条例制定権の拡大、これは163の法律

の改正の一括法案が出されるであろうというふうなことを予測しております。これらの動きについては、本市の条例規則等の改正も出てこようかと思っておりますので、しっかりと見きわめてまいりたいと考えております。

大阪府の動向でございますけれども、大阪府においては平成21年の7月、2年前でございますが、以前から申しております102項目の権限移譲について、打診がございました。21年7月の中旬に2日間かけて102事務の説明会がされ、それから昨年の3月に権限移譲計画というものを府のほうに提出をして、摂津市としては対象となっている72項目のうちで47項目を受けますというふうなこういう計画になってございます。

その後、昨年7月に102項目の提示のときに、府のほう为基础自治体におろせるかどうかということがまだ不透明であった分なんかを確認をした上でプラス15項目の提示がございました。この中には例の教育人事権の問題なども含まれておりますが、この教育人事権の話につきましては、正式に市町村のほうに提示があったものではございません。これは一応まだ留保ということでありまして、豊能地区でちょっと先行しているようでございますけれども、正式な移譲の打診といえますか、大阪府からの話ということではございません。

それともう一つ、これ以外に大阪府のほうからは、旅券事務、いわゆるパスポートでございますが、市町村で発行することについてどうですかと。実際の発行機械というのは非常に高価でございますし、市ですべて完結はしませんけれども、申請の窓口、審査、そして大阪府に送った後、お渡しするときも本人確認を市町村でするというふうなことについ

てどうかというふうな打診を、パスポートセンターを管轄する部のほうから提示を受けておりまして、これにつきましては三島筋4市で、大阪府とパスポートセンターのほうも含めて、これまで二、三回勉強会を開いて検討しておる状況でございます。

○三好義治委員長 石原課長。

○石原人事課長 臨時職員賃金173万1,000円についてでございますが、これまで納税、国保、介護保険、こども育成課等でOCR等の収納事務を行っておりましたが、平成23年度からそれらを一括して会計室で行うことになりましたので、そちらの分としまして臨時職員1名分を予算計上しておるものでございます。あと非常勤職員等賃金、また健康管理嘱託員賃金の増につきましては、今回、非常勤、臨時職員につきまして、処遇改善として賃金の増額改定を行ったことが主な要因でございます。

○三好義治委員長 本山参事。

○本山消防本部参事 消防整備事業の消火栓整備負担金の考え方と整備内容についてお答えを申し上げます。

考え方と整備内容であります。消火栓が現在、1,770基余り設置されておりまして、その消火栓の維持管理に係る負担金と地下埋設協議等で水道管の入れかえ等の計画があり、消火栓の設置に効果のある場所があった場合に設置する負担金、また充足率は90%を超えておりますが、消火栓設置が有効であると考えられる場所に設置する負担金であります。しかし、その年度によりましては、消防水利として有効な場所がない場合には設置をいたしておりません。現在の消火栓、設置距離の考え方ですけれども、歩行距離で100メートル、ホース5本分を基本的な考えとして設置をいたしてお

ります。

○三好義治委員長 布川参事。

○布川総務部参事 それでは、本市が備蓄しております食料と、今回、抛出を予定しております乾パン1,200缶の影響についてご答弁させていただきます。

今回の震災に伴いまして、翌日私どものほうで乾パン1,200缶、早急に手配できるものとして用意する段取りをさせていただいております。ただ、ご存じのように、現地のほうは大変混乱しております。物資とそれから人的なものの受け入れができない状態でございますので、この乾パンもまだ手元に残っている状態でございます。

それと、本市におきます備蓄量でございますけれども、大阪府の被害想定に基づきますと、本市では1万3,214食備蓄しておけるということになっておりますが、おおむね年度末には2万食を本市では確保しております。

委員各位もご存じのように、この時期、各地区で自主防災訓練が開催されております。その際にこの備蓄食糧も供給させていただいておりますので、一番少なくなっておる時期ではございます。また、この時期に合わせて追加発注しておりますので、間もなく2万食に届こうかと思っております。現在におきまして1万8,000食ほどはまだあろうかと思っております。

そういう環境の中で1,200缶の乾パンは本市の備蓄にそれほど影響はないと考えておりますし、状況に応じて追加援助、支援も可能かと考えております。

○三好義治委員長 北野次長。

○北野総務部次長 補正予算第5号に計上いたしました、きめ細かな交付金と住民生活に光をそそぐ交付金の算定内容と活用方法についてご答弁させていただきます。

ます。

まず、委員ご指摘のとおり、昨年10月8日に閣議決定されました国補正予算に係りますきめ細かな交付金の総額は2,500億円でございます。ただし、内訳がございまして、1,000億円が都道府県分、1,500億円が市町村分となっております。それと住民生活に光をそそぐ交付金のほうは1,000億円そのものが市町村分でございます。

この二つの交付金の算定方法でございますが、基本的に単価に人口を掛けまして、人口規模に応じた補正率を掛けます。それで交付額を出すわけなんですけど、ただし、きめ細かな交付金に関しましては、いわゆる財政力補正がかかりまして、摂津市の財政力が高いものですから、おおよそ4割がた削減をされておるところでございます。

それで今回の補正で計上いたしましたのが、きめ細かな交付金878万8,000円でございます。これの活用内容でございますが、これは補正5号で計上しております公民館の施設改修事業、受変電設備の改修に活用してまいりたいと考えております。

それと、500万円の光をそそぐ交付金の決定でございますが、これは追加要望をいたしておりまして、追加要望をいたしておりました結果、前回の総務常任委員会でもお話ししましたが、2,163万6,000円の総額の枠組みをいただいております。

それで今回の補正において、図書の購入費、市民図書館、図書センターでそれぞれ活用いたしてまいります。それとともに市民図書館の一定の改修を行ってまいります。それと追加要望をいたしました交付金の活用としましては、これははじめ、不登校対策にも活用できますので、

今回、当初予算に計上いたしております教育委員会の学校教育相談員配置事業、教育相談事業等にこの交付金を活用してまいりたいと考えております。

あと前回の委員会でも答弁しましたが、残りの額が補正当初充当しました残が635万4,000円程度残っておりますので、この部分につきましては、平成24年度の当初予算に計上し、それぞれ教育の相談事業に充当してまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 柳瀬課長。

○柳瀬情報政策課長 大阪電子自治体推進協議会につきまして、ご答弁をさせていただきます。

大阪電子自治体推進協議会は、各市町村での共同利用するための情報システムの調達、開発及び運用を行うことを主な事業としておりまして、現在、大阪電子自治体推進協議会で稼働しておりますシステムといたしましては、スポーツ施設情報システム、いわゆるOPASシステムと電子入札システム、総合行政ネットワークシステム、これはLGWANと呼ばれるものですが、この3システムがでございます。

各市町村はそれぞれが利用するシステムに応じて決められた負担金を支払うことになっております。本市の負担金の内容でございますが、本市はその共同運用システムのうち、総合行政ネットワークのみを利用しておりまして、その利用料としての負担金、116万1,000円及び協議会自体の運営に必要な経費といたしましてのいわゆる会費的な要素として全市町村一律の35万円を加えました151万1,000円を負担金として予算計上させていただいております。

この総合行政ネットワークでございますが、平成21年3月に全面再構築が行



われておりまして、その費用でございますが、大阪府全体での構築費、コンピュータ機器の賃貸借料、通信回線費用等をすべて合算した費用を府下全市町村で均等に割った額となっております。本市は116万1,000円となっております。

また、会費の35万円でございますが、主な内訳といたしましては、調査研究事業費、あと加盟自治体の情報部門職員に対する研修及びセミナー等の開催、あと事務局の運営費となっております。このうちで変動する要素でございますが、この調査研究事業でございます。

この調査研究事業は、その当該年度の調査研究事業の決定が前年度末、3月の総会で決定されますので、その予算計上といたしまして、各市一律35万円を計上させていただきまして、その年度の調査研究事業の内容によりまして、この負担金が若干変更いたします。

平成22年度におきましては、OSSデスクトップ利用に関する調査研究事業及び大容量ファイル送受信システムに関する調査研究事業及び実証実験、これらの調査研究事業が行われまして、結果的に会費35万円から10万円減額の25万円という形になっております。

○三好義治委員長 村上委員。

○村上英明委員 先ほどの徴収率の件でございますけれども、ご答弁におきまして、過去の推移等々を見据えた中で今回の93.9%というのを設定されたというふうに認識をしておるんですけど、目標というのはいろいろと諸条件がありますけれども、100%というのも一つの目標設定としてもいいんじゃないのかなと、そういうふうに思うわけです。過去の推移がこうだからこういう設定をしたよという理由があるかもわかりませんが、いろいろと市民の世帯、3

万4,000世帯等々ございますから、そういう意味で、いろいろと諸条件等々ありますけれども、ある意味、私としては、この100%の目標に向けて、いろんな形で取り組むということ、納税課、また先ほどありましたコールセンターですね、また徴収員さん等々を含めた形でどういう体制をとれるかというのが、そこからまた新たな考え、展開も出てくるんじゃないかなとそういうふうに思うわけでございますので、今後の徴収率につきまして、いろんな角度から、また先ほどのコールセンターもことし1名増員されるというふうに聞いてますけれども、そういうことも含めて、この徴収率、どういう形でやれば上がっていくのかなということが、ひとつそこにポイントを置いていただいて、また今後の設定を考えていただければと思いますので、この点については要望とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

府税徴収の事務員の3,300円が3,000円になったことは、今まで税制改正等々あった関係で、今年度については本則に戻りましたよということだったと思いますけれども、今後もしっかりと執行をまたお願いをしたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、権限移譲の件でございます。いろいろと法改正等々をされるといいますか、されているといいますか、継続審議もあったということでございます。そういう中で、この地方自治法の改正ということが、例えば、これが今の継続審議の中で法案が通れば、この権限移譲の交付金が今後どうなるのかですね。例えば、交付金という形ではなくて、法律で権限移譲が決められてしまっただけで交付金ももう要はなくなってしまうということがあるのかどうかというのを1点お聞きし

たいのと、それから、もう一つ、いろいろとこの権限移譲の件で、法律等々の勉強が今度必要でもあるかと思えます。そういう中で、研修体制と大阪府からの権限移譲ということですので、その担当課等々も含めて、どういうサポート体制をとられているのかという点についてお尋ねをしたいと思えます。

それから、人事課所管の賃金の件はわかりました。処遇改善等々、それから、OCR、今まで各課でやっていたものをまとめてするというので、会計室に1名増員ということによっていくということです。その中でまた、処遇改善、今は本当に一つターゲットと申しますか、光も当てられているということもございしますので、そういう意味で、また660名体制等々も含めて、この人員とそしてまた処遇改善ですね、やっぱりモチベーションを上げるというのが一つの大事なことにもなるかと思えますので、そういう意味ではしっかりと健康管理もありますけれども、今後、モチベーションを高めるという意味でしっかりとやっていただければなと思えますので、よろしくお願ひいたします。

それから、電子自治体の件については、わかりました。そういう中で今後しっかりとネットワークを使うについては、やっぱりセキュリティというのが一番大きなところかなと思えますので、これらについてもこの精度の向上、また、安定したシステム構築をしっかりとこの府内での協議等々も含めて、摂津市としてこれはどれが一番いいのかというのをまたいろいろと環境等々、また地域状況等もあると思えますので、そのあたりをしっかりと選定をしながら取り組んでいただければなと思えますので、よろしくお願ひいたします。

消火栓の件、お聞きをさせていただきました。先ほど、1,770基の消火栓がありますということでもございすけども、そしてまた充足率が90%以上ということも言われておられました。この充足率の考え方ですね。100%に持っていくというのは一つの目標にあるかと思うんですけども、この充足率の目標設定についてどう考えられているのかお尋ねをしたいと思えます。

あと、備蓄の件は、わかりました。摂津市の方にもし何かあったときも対応できるように、しっかりと備蓄の方をお願ひをしたいなというふうに思えます。  
○三好義治委員長 答弁を求めます。

山口課長。

○山口政策推進課長 権限移譲についてのいろいろな義務づけ、枠づけを初め、地方分権、法案が通ったら大阪府の交付金はどうなるのか、今、受けるということを表示している部分で、経常的にといえますか、1件処理当たり幾ら、何時間、いわゆる単価掛ける件数ですね、その部分も、大阪府から移譲を受ける事務が、法律によって基礎自治体の権限とされた場合にどうなるのか、というふうなご質問かというふうに理解させていただいたんですけども、実際に、この法律改正が今後出てくる中で、何件か本市の方で、大阪府から受け入れをする分、法律でもって現在都道府県が処理をするというふうになっているところのものを、地方公共団体基礎自治体が処理するというふうに改められるものが幾つかあるようでもございす。

数についてはきっちり把握してないんですけども、いくつあったと思えます。

大阪府では、3か月に1回程度、地方分権権限移譲担当者会議というのがございまして、そちらで伺ってる限りでは、

今後いろいろ法律で都道府県となっているものを、今現在、市町村におろす場合については、大阪府の方で地方自治法に基づく事務処理特例条例というのを作りまして、この事務は、法律では都道府県だけだけれども、特別に市町村が処理をする、というふうな感じの条例をつくるわけですが、その辺の手續は聞いておるんですが、法案が通ったときに、既に受けてる事務の交付、いやそれはもう法律通ったんだから、市町村の自治事務として、固有事務として処理になるので交付金は打ち切りますというふうな、そこまでの話は聞いておりません。これは早急に府の方にも確認をとりたいと考えております。

それと、受け入れの部分での研修体制とか、府のサポート体制についてはどうなってるのかというお問い合わせであったかと思えます。

例えば、特定非営利活動法人の設立認証等という、いわゆるNPO法人の認証事務というのを、今回23年4月から市民活動支援課の方で受けるわけですが、例えばちょっとこれ例にとります。102項目、それぞれ支援メニューが異なっておりますので、例えば、この分という人的支援的な部分でいいましたら、移譲前には移譲市町村を対象にした研修会、講習会を何度か開くということで、市民活動支援課の方でこちらに出席をしております。

それから、もちろんマニュアルでありますとか、研修生の受け入れでありますとか、あとを実施をされるということでございます。

それから、移譲後につきましては、府と移譲を受けた市町村とで、実務担当者会議というふうなものを設置をして、その場で疑義があることなんかを議論しな

がら、市町村と府との情報共有と統一的な事務処理を支援をするというふうなメニューが提示されております。

また、その他、府の方では相談に対してはいつでも応じますよというふうなことで、府の方からこちらに派遣というところまでは聞いておりませんが、例えばそのようなメニューが個々個別の移譲の事務ごとに用意はされております。それにのっかって、基本的には担当所管と大阪府の担当課の方で、本市はこれを希望するというふうなことを話をさせていただいて、その移譲に当たっての支援を受けるということにしております。

○三好義治委員長 本山参事。

○本山消防本部参事 消火栓の充足率の考え方についてであります。基本的には消防水利の基準というのがありまして、半径140メートルで、円を描いた中に消火栓を入れなさいという、現実的には、過去、大分古い基準でありまして、適用されないというか、実に応じてないようなことがあります。基本的には消火栓ですので、上水道の上にあります。例えば区画整理土地であるとか、それから、淀川の河川敷付近であります。国土交通省の所管になっておりまして、水道管等が入っておりませんので、消火栓がつけられません。

そういう中で、例えば十三高槻線でありますとか、今回の摂津市駅、こういう場合、駅前が開発されます。こういう何にもなかったところに水道管が引かれまして、消火栓がついていきます。

こういうことで、土地の形態の変化とともに、充足率的にはそこに水道管が入っていけばついていくという考え方で、これで100というのは、限りなく土地の形態が変わってきまして、また、どこかで整備がされましてマンションが建つと

か、また駅前開発があったとか、こういうことが次に起きてきますと、何もなかったところに水道管が入り、そこには消火栓がついてくるという形で、現状、今1,770基ありますというふうにお答えさせていただきましたけれども、上水道管のあるところにはほとんど90%以上、消火栓設置がされていますということで、充足率的には今後またふえていきますと、そこに消火栓設置を先ほどの3点の負担金の中から開発等々で設置をしていくというふうな考え方です。

○三好義治委員長 村上委員。

○村上英明委員 地方分権の件でございますけれども、この分権、項目によってはさまざまな法律なり、また府の条例等ともいろいろと連携をしながら、進めていっていかなければいけないような事業も多々あるかと思えます。そういう中で、この4月からスタートとなってくるようなこともございますし、また、項目によっては、年間何件発生するかわからないといったら怒られますけれども、そういう項目もあるのではないかなと、そういうふうにするわけでございます。そういう中で、今のこの660名体制ということで、かなり窮屈なと言ったら怒られますけれども、業務をかなり絞っていくような方向性だと思いますので、そういう中であって、法律の研修等々が重なってくるということもありますので、そういう意味では職員の負担感が高まらないような形で、また人員の異動もあるかと思えますけれども、その整理も含めて対応していただければと思います。また、その権限移譲の項目によって市民生活に支障を与えないような形で対応をお願いしたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

消火栓の件は、わかりました。その中

で、市民の方から一つ御要望がございまして、この消火栓の模型をつかって、それを使って地上で防災訓練みたいなことができないのかと、そういうようなお話もございました。例えば実物の模型を、例えばどっかの撤去品をそのまま置いて、それを使って地上で防災訓練等々で使用できないかというふうなお話がございましたので、その考え方というか方向性について、もしあればお尋ねをしたいなと思えます。

そして、1回目に質問しましたけれども、きめ細かな交付金、また住民生活に光をそそぐ交付金等々ですね、趣旨にそったような形で、しっかりと執行していただければと思いますので、よろしく願いいたします。1点だけ、よろしく願いします。

○三好義治委員長 本山参事。

○本山消防本部参事 消火栓の実物模型的なものが演習の中でできないかということでもありますけれども、市民参加の訓練時に、実際に消火栓から水を出す訓練につきましては、現実には不可能でありますので、実際の消火栓に消防ホースをつなぐところまでとなっております。

今後の訓練につきまして、消火栓から実際に放水をする体験訓練として、消火栓の演習用の模型ができないものかとの提案でありますので、市民の防災意識の向上と地域防災力の向上の点から、どのような方法があるか、またどのようなのがいいのか、検討してまいります。

○三好義治委員長 村上委員。

○村上英明委員 消火栓の件でございますけれども、今までも各校区で防災訓練をされている中で、現地で行ってきた、そういった訓練もございました。ただ、そういう現場でも水が出せないということもございますし、また、交差点付近とい

うこともございました。安全面も含めて、模型があれば、学校の校庭なり公園等々の真ん中ぐらいで、大勢の方が見ながらできるかなと、そういうふうに思いますので、この点も含めて、また検討していただければなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時43分 休憩)

(午後1時54分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第4号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

野口委員。

○野口博委員 土地開発公社に対する一時貸し付けということで、これまで水道の方から出されてきましたけども、今回から財産区財産の方から一時借り入れをするということになってますけど、その状況についてご説明いただければと思います。

○三好義治委員長 北野次長。

○北野総務部次長 財産区財産の資産を土地開発公社に貸し付けることについて、土地開発公社が土地を、約20億程度持っておりますので、その土地を基本的に基本財産が9億程度ございますので、一定保つには短期的に資金を回していかなければならないという状況がございます。

その資金繰りなんですけど、基本的には市中銀行とこれまで水道部から資金を貸し付けていただいて、土地開発公社が回っておったわけなんですけど、私どもが考えましたのは、そのいわゆる市中銀行は短期プライムレート、恐らく1.3%、今の市場の情勢はわかりませんが、1%を超える金利でもって運用してるわけで

す。その金利負担に対しまして、一般会計から、これまでは2,500万円の公社に対する補給金を支出してまいりました。

それで、今回、財産区の財産を活用し、預入金利が大体今の状況でしたら、0.1%もございませんが、基本的に市中銀行に貸し付けても0.1%、それを公社に0.2%で貸し付けることによって、市中銀行の短期金利とのその利ざやを稼ぐということで、今回、財産区財産の資金を貸し付けていただいたということでございます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 その財産区財産から一時借り入れする金額などはどうですか。

○三好義治委員長 北野次長。

○北野総務部次長 手元に正確な金額の資料がなく、ちょっと端数まで生じてるかもわかりませんので、金額につきましては委員に資料をすぐ提供させていただき、金額と金利についてお示ししたいと思っておりますので、この場ではそれでご了承いただきたいと思います。

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時57分 休憩)

(午後2時 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第21号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

野口委員。

○野口博委員 そうしましたら、確認だけさせていただきます。

今回、職員定数929人から839人に、全体としても減少させるということでありまして。議会の職員数から市長部局等、八つの部局の職員の内訳であります

けども、お尋ねしたいのは、まず、929人という数字がいつだったのか。そのときの、この議会等8部局のそれぞれの人数がどうであったのかということが一つです。

加えて二つ目は、ことしの4月1日の予定数が、全体数、この929人というくくり方の中で何人になって、それぞれ8部局の人数がどうなるのかという数字をお示しいただきませんか。

○三好義治委員長 石原課長。

○石原人事課長 まず、改正前の929名のものについてでございますが、平成5年4月1日に定数条例改正されたときに示された定数でございます。そのときの実数についてはちょっと手元に資料がございませんので、また後ほど報告させていただきます。23年4月1日の実数につきましても、今、手元に数字がございませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午後2時4分 休憩)

(午後2時6分 再開)

○三好義治委員長 再開いたします。

石原課長。

○石原人事課長 平成23年4月1日の職員予定数656の実数についてお答えさせていただきます。

議会事務局の方で7名、市長部局で338名、監査委員事務局3名、選挙管理委員会2名、農業委員会事務局2名、教育委員会の事務局職員176名、消防機関の職員93名、水道事業の事務局の職員35名、計656名となっております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 条例定数の変更で、今回、839名にという提案であります。実数が655という、この約180名ぐらい差がありますけども、事前に各自治体

の様子を見ますと、実数は条例定数の7割ぐらいだという話も聞いたことありますけども、この実際の数とこの職員の人数のくくり方の考え方と申しますか、その辺はどういうふうに理解したらいいのか、教えていただきたいと思っております。

○三好義治委員長 石原課長。

○石原人事課長 定数と実数の関係についてでございますが、先ほど委員がおっしゃられたように、大阪府内類似団体の方で調査しましたところ、職員定数に対する実数の職員数の割合がおおむね75%から78%となっております。そちらの一定の数も勘案しながら、今後、定年延長、また公務員制度の改革など、行政需要の見通しと申しますか、ますます期待されるものというのも大きくなるのかなと考えておりますので、それらに対応できるように、実際の実数よりも、定数については職員数の上限を定めるものでありますので、その辺を勘案しながら、今回の839名という人数を上げさせていただきます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 例えば、消防職員は93人でぎりぎりなんですね。水道職員は73人が条例定数で、実際は35人ということで、今後、これまでの取り組みも含めて多くなることはまずないというのははっきりしておりますけども、市長部局が338人と、今回、少し減りますけども、定数は450人になりますけども、そういうその満杯で条例定数を合わせる分と、その近い人数でされてる分と、大分開きがありますけども、それはどういうふうに、考え方としては整理されてるんでしょうか。

○三好義治委員長 山本次長。

○山本市長公室次長 定数条例の全体の考え方というお問い合わせと思っております。

近隣市によりましては、毎年度といたしますか、4月1日の職員数を見込める段階で定数条例を、現に見込める数字に若干上乘せのような形で、定数条例を定例的に条例改正しておられる市もございません。

我々といたしましては、定数条例というのは、やはりそう定例的といいますか、随時変更するというだけでなく、何かやはり一つ改正する際には、それなりの理由を持ちながら改正をしてきたという過去の経緯がございます。定数条例と実際の職員数の差につきましては、現実的に差があることは十分認識をいたしております。その差について、やはり他市のように、その実際の職員数を見込みながら改正した方がいいというような風土と申しますか、そういうような状況になれば、我々としてもその様なことを検討していかねばいけないというふうに考えておりますが、先に石原課長が申しました今現在の職員数見込みの656名、これはあくまで正規職員の中で週5日勤務をしている職員でございます。皆様もご存じのように、再任用制度がございます。そこには再任用短時間、週4日勤務の職員もおります。それが約55名、今回見込みで55名にのぼると。それを合わせますと、現在711名になるというような状況でございます。また、非常勤におきましては、先般ご答弁したようなとおりで、総人数1,100名を超える職員がこの4月には見込まれるということでございます。

そのあたり、再任用制度の短時間職員につきまして、今現在、定数条例の数として入れないというような制度になっております。定年延長を見込んだときに、そのような職員もやはり定数の中に入ってくるというようなことも想定をしてお

りますので、今のところ、若干、実数と条例の間に差を持たせていただきたいというようなことでございます。

また消防につきましては、やはり安全・安心のまちづくりの観点から、従前から定数にほぼ近い、実数がほぼ近いような形で職員数を配置しているというような状況でございますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 一応確認ですけども、そうしますと、将来の予測ということで、こういう職員定数に入るか入らないかどうかわかりませんが、定年延長の話も当然ありますし、再任用がどうなのかわかりませんが、そういうことも見越しながら、75%から78%という数字も頭に入れながら、今回こういう見直しを行ったということで理解してよろしいんでしょうかね。実際問題、教育委員会と市長部局だけありますので、その辺は今回の機構改革の中心点だけいじったと。そういうもろもろの判断でなされたということで理解してよろしいんでしょうか。

○三好義治委員長 羽原公室長。

○羽原市長公室長 定数条例のご質問に、お答えを申し上げます。

先ほど山本次長からご答弁申し上げました内容と、それほど違うご答弁にはなりませんけれども、定数条例そのものは、実数から相当かなり上乘せの形になっています。これはご質問にありましたように、同規模の団体と比べるときに、大体8割弱ぐらいの定数を用意をしておるところから、私どももそれを一応参考として定数の設定をいたしております。

内訳といたしましては、消防は先ほど申し上げましたが、やはり定数枠いっぱいいっぱいとなっております。

水道部につきましては、今現在の予定といたしまして、将来、土木下水道部の一部と統合して上下水道部というような形も、一定にらんでおりますので、そうなりますと、そこでやはり定数ももう一回さわらなきゃいかんということもございまして、一定余裕を持たせておるということもございますから、そういう将来見込まれる可能性の要素も残しながら、今回は条例改正をお願いをしておるということでご理解をお願いいたします。

北摂でも何市かは毎年のように定数条例をさわっておりますけど、そういうところは実数と定数の率が大体98%、ほとんどもう実数に近い定数条例を設定していると、そういうところもございすけれども、それはもう毎年のように条例をさわっておるわけでした、私どもは毎年条例をさわることにはそれほど大きな意味はないだろうというふうに思っておりますので、現時点での将来を見越して、定数枠としての設定を今回させていただいたというふうにご理解をお願いいたします。

○三好義治委員長 野口委員からの質問で、平成5年の実数の枠組みについては後ほど資料で出してください。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時15分 休憩)

(午後2時16分 再開)

○三好義治委員長 再開いたします。

議案第23号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

野口委員。

○野口博委員 今回、ご説明があったように、課長代理級に管理職手当を設けると。従来の課長代理級、2,000円、係長1,000円の役付職員手当、いわ

ゆる特勤手当ですけれども、これを廃止をするという中身であります。過去、いろいろこういう手当関係については、昨年一定きちっと整理をされて、出発をするとか、特勤手当とかいろいろと論議をされてきましたけども、今回の改正に至る経過について教えていただきたいと思ひます。

二つ目は、この問題に対する職員間、組合との協議の経過などもあわせてお示しをいただければと思ひます。

北摂地域の状況はどうなのかと。去年、そういう手当の関係のときに論議もなされたと思ひますけども、課長代理級の身分だとか、役職手当などが、大体どういうレベルなのかあわせてお示しいただきたい。

あわせて、今回の改正もそうですけども、この際、いわゆる一般職員以上の主査、係長、課の主幹、課長代理、課参事、課長、部参事、部次長、部長、それぞれの人数がわかれば、参考に教えていただきたいと思ひます。

もう一点は、日常業務の中で今回の改正によって、決裁をどうするかということでも、手当を考へる場合に、一定論議になったと思ひますけども、その辺の決裁権っていいですか、これがどうなるのか、あわせて教えていただきたいと思ひます。

○三好義治委員長 山本次長。

○山本市長公室次長 役付手当の廃止と管理職化への経過、並びに決裁区分に關してのご質問にご答弁をさせていただきます。

役付手当、1,000円、2,000円の手当てにつきましては、過去から、やはり大阪府のヒアリングの中で問題があるのではないかという指摘を受けておった経過がございす。その件につきまし



ても、職員団体の方と情報交換をしながら、今日まで至った経過はございます。

職員団体との他の手当の中で、住居手当であるとか、通勤手当等々、順次一つひとつ、国の示す手当に近づいてきているということは事実でございますし、職員団体の方も理解をいただき、今日まで至ったということでございます。

その中で、当初は1, 000円、2, 000円と係長、課長代理の管理職手当の件は別で動いていたのは事実でございます。係長、課長代理級への管理職手当化、並びに権限の委譲につきましては、昨年策定いたしました第4次行革の中で、一つの項目として起こしてきたところでございますので、過去からの課題と第4次の課題をあわせて、昨年から職員団体と協議を重ね、その役付手当の廃止と、課長代理のみになりましたが、管理職手当化についての合意に至ったということでございます。

それと、委員の方からお話がありました決裁区分でございますが、当然、我々といたしましては、管理職手当をお支払いするというので、現課長決裁のものを幾ばくか、課長代理にお任せをするということと事務を進めて、今、最終調整段階にしております。

条例なり、規則なりでいろんな決めごとがございます。その決めごとで大きく裁量権というところに反映しない項目につきまして、また日常的な業務については課長代理に決裁区分を委譲させていただきたいというふうに考えております。

そのことによりまして、事務のスピードもアップしてまいりますし、課長代理の責任も芽生え、人材育成にもつながっていくものであるということとを考えております。

詳細につきましては、財務に関するところ

が多ございまして、財務規則の中で、随意契約ができる単価が決まっていますが、その辺の単価に合わせるような形で、支出負担行為であるとか、支出命令であるとかにつきましては、課長代理の方に事務を委譲したいというふうに考えております。

詳細につきましては、今、最終詰めをしている段階でございますので、もうしばらくお時間をいただければというふうに思います。

あと、詳細の北摂の状況、並びに職員団体との詳細な協議につきましては、石原課長の方から答弁をさせていただきます。

○三好義治委員長 石原課長。

○石原人事課長 まず、北摂各市の状況でございます。

課長代理の管理職手当につきましては、池田市が4万8, 000円、高槻市は6万円、茨木市で5万6, 000円、箕面市で5万3, 000円、となっております。あと23年3月1日の職員数で、各職階の人数をお答えさせていただきます。

部長が13名、理事が3名、次長が9名、部参事が16名、課長が33名、課参事が18名、課長代理が35名、主幹40名、係長43名、主査主任が85名、副主査副主任が164名、係員が234名となっております。

あと、職員団体等との協議等についてでございますが、人事制度全般についての改正について、22年の12月に申し入れを行っております。その中で、役付手当の廃止と管理職手当制度の見直しについての申し入れを行いまして、その後、人事制度についての内容の説明会を数回行いました。交渉の方も折衝とあわせて数回行い、課長代理の管理職手当化に至っているところでございます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 経過を聞かせていただいて、組合とは協議をなさって合意に至ったということであります。

過去の一連のこういう給与などに対する見直しは国に準じて見直し協議を行ってきたというのは理解しております。

大きな問題は、そのご答弁があった決裁権の問題ですね。確かに残業手当も出るという、2,000円プラスですね、そういうところと、今回は4万円をつけるということと、そういう実利の問題でもきちっと論議をされて合意に至ったのであれば、それにこしたことはないと思っておりますけれども、例えば、ご説明にあった単価の大小によって、いわゆる決裁の中身を変えていくとおっしゃいましたけれども、一般的に見ますと、物事を進めるためにはその部として、課として判断しなきゃならない問題について、二、三人でできる問題とか、課全体ですべき問題とかいろいろあると思っておりますけれども、そういう日常的なこれまで最終判断をされて物事を進めていくというそういう流れと、おっしゃった今回の決裁権の変化と、いいますか、それを少しわかりやすく説明をいただけないかと思っております。

もう一点は、課長代理級は一般的には組合員にはならないってということになるかと思っておりますけど、当面どういう形でその身分としては扱うのか、それもあわせてお聞かせをいただければと思います。

○三好義治委員長 山本次長。

○山本市長公室次長 事務の流れと実際の決裁区分というようなご質問と、課長代理の公平委員会規則の管理職規定との関係のご質問にご答弁をさせていただきます。

事務の流れにつきましては、重きものにつきましては、当然、課長、次長、部

長がおりますので、通常の中で課長代理が判断できない項目については、従前どおりそのようなことがあろうかと思いません。ですけれども、先ほど申しましたように、規則、条例等々で、ある一定の項目がございます。中には、やはり特例で市長が認めるものであるとか、部長が認めるものであるとかということもございます。その辺の項目につきましては、当然、課長代理のみの判断でなく、上司であるものの判断が生じてこようかと思いますが、規則でこうこうはこうあるべきと、こうするということにつきましては、なるべく課長代理の判断で事務を執行していきたいというふうに考えております。

金額につきましても、やはり定例的に支払う光熱費でありますとか、小さい消耗品でございますとか、その辺につきましては、財務規則で随意契約ということもあっておりますので、そのあたりについては通常業務というところで、課長代理に決裁をしていただくことで通常の事務が効率的になるというふうに考えております。

それと、身分の問題といえますか、公平委員会の管理職規則との問題ということでございますが、大阪府内全域を見渡してましても、現実に課長代理については、管理職手当化ということになります。職務によりまして、非組合員と申しますか、人事課の課長代理は、今現在も組合員でなく理事者側の立場に立っております。

その辺で申しますと、今は管理職手当を払っておりませんが、理事者側の立場で物を言わなければいけない職員もおります。大阪府全域の状況を見てみますと、管理職手当を払いながら、基本原則組合員であるということが大阪府下のスタンダードと申しますか、そのような状況に

なっておりますので、その辺は職員団体との協議の中で、そのような決着を見たということでございます。

ただ、職務によりましては、今までどおり、理事者側の立場で仕事をするという人間は、課長代理、係長の中にも出てこようかと思っておりますので、公平委員会規則につきましては、余り我々が申せないところだと思っておりますが、通常どおりの考え方でお願いをしたいというふうに考えております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 少し参考に聞かせていただきたいんですが、今後のその幹部職員の育成という点で、先ほど、部長から副主査、係員まで数字をお示しいただきましたけども、ことしも7名の部長が退職されますし、あと数年しましたら、もっとももっと若くなるということになるかと思っておりますけども、この間の係長昇級試験だとか幹部職員を登用するためのいろんな制度もつくってききましたけども、今後の、いわゆる指導者をつくっていく点で、どういうのがポイントだと思っているのか、参考に聞かせていただきたいと思っております。

今、説明がありましたように、決裁権の問題で、スムーズに物事が進むようにしていただきたいと思うんですけども、最近、この一、二年に退職されたある部長さんがおっしゃるには、例えば、外部から市役所を見てどうかと感想を聞きましたら、やっぱり仕事が遅いって言うんですね。自分たちは現職時代そうだったけどもという話もされてます。まず、言いわけから始まると、もう率直におっしゃってましたけども、そういうことが、より改善されるように、今回のこういう改正によってできるようにしていただきたいということを少しお願いしておきたいと

思います。

○三好義治委員長 羽原公室長。

○羽原市長公室長 管理職の育成のポイントをどういうふうに考えておるかという趣旨のご質問かというふうに思います。

昨年、ことしと団塊の世代が、本市におきましても大量に退職をいたします。当然、管理職層においても2年続けて大量に退職者が発生をいたします。ですので、今後、組織が大きく変わらない限りは、より若い層からやはり管理職として処遇をしていくことになるんであろうというふうにも考えております。

公務員の世界も非常に法律、制度が大きく変わってきておりますので、従来の常識のままではやはりなかなか管理職としては今後難しいと思っております。あるいは、新しい社会の動き、状況をとらえる感覚能力が必要になってくると思っておりますので、そういう意味では、若い層からぜひそういう管理職層に上がってきてもらうということも大事な事かなというふうに思っております。

ただ、残念ながら、私どもの採用された次の年から、非常に採用数が激減しておりまして、これはもう以前からわかってはおりましたけれども、なかなか、この10年ぐらいの人の層が、やはり民間でもそうかもしれません、薄いということもありますので、その辺をどういうふうに今後、各管理職層に昇格をされた方、やはり一踏ん張りの時期は、これからしばらくあるのかなというふうに思いますけれども、そういう時期をやはり通じて、リーダー層として育てていく一つの時期にこれから入ったなと思っております。

ですので、学卒採用だけではなくて、やはり経験を踏まえた経験者の採用であるとか、採用についても、より柔軟な対応の仕方、工夫の凝らし様がきっとある

と思いますので、これまでの北摂の共同採用のみならず、もう少し工夫をした採用も考えながら、今後の人材育成についてはもう一度整備をしていく必要があるのかなというふうに思っております。

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時34分 休憩)

(午後2時39分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第4号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第21号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第23号について、可決すること

に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午後2時40分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 三好義治

総務常任委員 野口博